

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成24年3月14日（第10日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第1回平泉町議会定例会第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

会議に入るに先立ち、昨年3月11日に発生した東日本大震災から1年を迎えました。被災地の一日も早い復興と犠牲になられた方々のご冥福を祈り、皆さんで黙祷を捧げたいと思います。

ご起立願います。黙祷。

（黙 祷）

議 長（青木幸保君）

黙祷終わります。ありがとうございました。ご着席願います。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で議長の諸報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第1、請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願、日程第2、請願第1号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書及び日程第3、請願第2号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、畠山寛二議員。

9番、畠山寛二議員。

9 番（畠山寛二君）

請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第9条第1項の規定により報告します。

記、受理番号、これは昨年9月7日に提出されました請願第5号でございます。件名は、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願、審査の結果は不採択とすべきものでございます。

委員会の意見として、出生率が低下し、人口減少している中、スポーツ人口が増加する可能性は低いと思われる。当面は、現状の施設使用方法を見直し、効率的な方策を講ずることによって現状の施設での対応が可能と思われる。2、緊急性を要するとは考えがたく、財政事情から見ても早期建設については厳格に考慮されたい。3番目、将来の建設計画にあたっては、社会教育施設や文化施設との複合的な施設建設を実現するよう、住民と行政で十分に検討され慎重に考慮されたい。

受理番号請願1号、これは3月5日に受けております。件名は、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書でございます。審査の結果、不採択とすべきものと決しました。委員会の意見は、子ども・子育て新システムは、国会で現在審議中であり、確定されていない要素が多い。また、意見書を提出するためには今後も調査が必要であり、現時点では願意にそえない。

請願2号、件名は、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願であります。審査の結果、不採択すべきものと決しました。委員会の意見でありますけれども、年金の特例水準解消を行わないとすれば、年金制度全体を揺るがすことになる。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

これから請願第5号を採決します。

6番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

採択の前にちょっと教民委員会に質問をしたいと思います。この請願は昨年9月に出てきて6カ月間という長い期間を設けたと、私からすれば、ただ単に町体育館を建ててくれという単純明快な請願だと思うのです。それが6カ月もかかって不採択というような形になるとこれは、一体請願とは何だという原則に戻って考えていかないと、とてとても、この団体は26団体でしょう。平均20人にしても500人よりも上というような形で請願されてきているわけですよ。それを不採択というような形にするというのはとんでもないおかしい話で、私はちょっと納得できないという形があります。そして、請願出る出ないにかかわらず町長は新総合計画でもやるというって、そして今度の予算でも計上しているわけですよ。それを議会がストップするという理由の一つもないのですね。ですから、そういう意味でもちょっとおかしいことになっているのではないかとこのように思います。

この中で出生率が低下だという話ですが、しかし、出生率はまさに低下はしているわけですが、子どもたちだけが使う施設でも何でもなし、生涯教育と称して大人も子供も全部使う施設

でしょう。今まであった施設をまた復活させて建てるというだけなのですよ。まるっきり新しく建てるということではないのですね。ですから、そういう意味でもおかしいのではないかというように思います。

それから、この使用方法を考えれば長島も使えるのではないかという意見だと思うのですが、平泉の方が人口がありますし、平泉にもともと体育館があったのですね、それを利用してたと、そして中学校がこっちにある、中学校も体育館を利用していたということなのですね。ですから、こっちに建てるのが当たり前だと私は思うのです。そういう意味でこの文書のあれもちょっと変だなというように思います。

それから財政事情から見ると、財政事情というのは私の委員会、行財政調査特別委員会でシミュレーションを出したのですよね。そして、ここさ体育館も含まれていますよ、それで健全ですよという結果を出しているわけですから、それも信用ならないというのであればシミュレーションつくるべきですよ、総務教民常任委員会で。それをつくらないで何を根拠に財政事情がどうのこうのと言っているのか、その辺のところもちょっとお聞きしたいというように思います。将来の設計はそのとおりだと思います。一切のことを全部私も一般質問で要求していますから、公民館であれ図書館であれ早急にやはりつくるべきだという話はしていますから、それはそのとおりだと思うのですが、その2点のところでおかしいと。

それから、今言われている議会をないがしろにする、いわゆる九州の阿久根市とか大阪とかそういう段階でも、名古屋もそうですね、議会なんかあってもなくても良いのだというような形で、今早急に各地区の議会が基本条例というのをつくって、みんなで討議して、やはりみんなで議会も考えていこうというような討議をしている最中にこういう議会を無視されるような行為をあえてするというのはおかしいのではないかというように思います。総務教民常任委員長の答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

今、小松代智議員の方から不採択について、これ問題ということであります。それで、平成23年の9月7日に請願第5号として受けました。総務教民常任委員会としてあらゆる角度からいろいろ精査し、調べ、そして出た結果であります。したがって、この体育館はいらないという委員は1人もございませんでした。必要なのだけれども、今の財政事情なり、こういうものからして、もっともっと検討すべきものという内容でまとまった意見書であります。ここで私の私情で申し上げるべきものでございませんけれども、9月と12月も委員会で継続審査という内容になりました。その内容については、やはり紹介議員、あるいは26団体からの請願の趣旨について代表なり皆さんから内容を聞く必要があるということで、12月定例会の中ではまた2回目の継続審査となりました。その後、佐藤二郎さんの方から、それから千葉浩昌さんの2名に忙しい中おいでいただきまして、その事情説明を委員会として受けました。当然、非公式でありましたけれども、小松代議員にも私の方から直接、紹介議員として説明を求めたいという打診をしました。と

ころが、高橋議員が、紹介議員としているから俺はいいだろうということで出席できなかったと。この打診の中で出席していただければ当然文書で正式に紹介議員として説明を求めたかったと、これが総務常任委員会の偽らない願いだったのですよ。

議長（青木幸保君）

9番、畠山寛二議員、小松代智議員の質問に教えてください。

9番（畠山寛二君）

ですから、そこで出てもらえば良かったのだけれども、結果としてはご労苦として出てきた内容を集約すれば体育館をいらないのではないのだと、こういう意見があります。それで、2番目は、箱物は今必要はない、こういう話もいっぱい出ました。利用上運用効率を高めるために方法を考えればよい、それから稼働率があまりにもひどい、要するに利用者、使用の関係ですね。それから紹介議員については今申し上げましたとおり、それから6番目、社会資本整備を優先すべきという声もあります。体育館、あるいは小中学校合わせて四つの体育館があるのでそれで十分でないのかという意見があって、総合的にはこの委員会の意見ですか、この三つに単語を並べ文節をつくり文章して、委員会の総意に基づいてつくった1、2、3の内容でございます。その結果、審査の結果は不採択ということで時期尚早と話は終わりました。これ以上は私の私語は申し上げられませんのでね。以上でございます。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

きちんと質問に答えてもらえばいいのではないかと思うのですが、ですから、財政事情が云々というのであれば、何の資料をもってそういう判断をしたのか、総務教民常任委員の方々が、優秀な総務教民常任委員の人たちですから、どういう資料をもって、大変あれですが、私の行財政調査特別委員会で総務企画課から説明あったシミュレーションでは大丈夫だと、そして町長も何回も大丈夫だという答弁をしているのですね。それにもかかわらずこういう結果が出るというのはおかしい話なのです。稼働率からいけば、例えば公園を一つつくってその公園に集まらないから稼働率が悪いというような、そういう稼働率だけで体育館とか公共施設が判断できるかと、それはできないのですよ。一人でも使う人があればそれは建てなければならない、そしてまた、今までなかったのであればまた問題が多少違うと思うのですが、今まであって、それを大いに中学校が活用していたと、そういう段階で、それを再建したからといったっておかしいところはないのですよね。そういう意味でおかしいのではないかということですね。

それから、建てるなというのではないかというのであれば採択が可能なのではないですか。これは、早期に建てるとか何年後に建てるというのは議会が判断するのではなくて、あくまでも町が執行者ですから、町長が執行者ですから、その判断に委ねるとするのが筋ではないですか。そこまで議会は入る必要もないし入れないというように私は思います。ですから、そういう線で早期に、これは文書としては請願者は全て早期に建ててくれというのが当たり前の話で、それにいちやもん付けて早期にはできないとかどうとかこうとかという形で不採択という、否という線では

ないと思うのですね。だから、目線をどこに置くかという話だと思うのですが、いずれ目線を、住民がどうしても必要だという形で26団体が出してきてやっているわけですから、それに口添えするような形で議会が、請願というのはそういう趣旨だと思うのですよ。それを、是非建ててくれというのを議会がストップするというのは本末転倒ではないのかというような気がします。ですから、その辺のところをちょっと委員長にもう一度、シミュレーションを、どの資料を使って財政事情が厳しいのだという話になってきたのか、その資料の確たるものを出していただければいいのではないかと思います。

それから6カ月もこういう、私からすれば単純明快な請願だと思うのですが、これを6カ月もかかるというのは、町役場が何々が遅いなんていうそういう批判はもうできないですよ、議会は、ここまで延ばすということは。ですから、その辺のところも議会としては配慮しなければならぬと思います。以上。

議長（青木幸保君）

小松代議員、意見でなく質問にしてください。

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

財政の問題で何をもとしたのかという根拠を申せということでございます。総務教民常任委員会としては行財政調査特別委員長、小松代智議員、こういうのも参考にしながら、かつて実質公債費比率が25%超えれば平泉の財政は破綻する状況と、こういうのは皆さんもご承知のとおりであります。かつて23.何%という公債費比率ですね、これを前町長がこんな状態ではだめだということで皆さんの。今の話だと前から言わないとだめなのです。そういう状態をやって現在18.何%で、最終的にはもっともっといい状況が生まれてくる、状況については議員各位がお分かりのはずです。ただ、このことによって。みんな参考にしました、その財政関係は。町長が出している資料も。小松代智議員のそういうものもやって、今18.何%になって将来的には16%なんというふうなものが出てくるだろうと、これは今は財政難だけれども、財政でいえばそういう厳しい状況だったので、今18%なったからすぐいいという判断ではなかったということ、もう少し時間をかけて公民館的な踊りができるとか体育とか文化、歴史、こういうものをできる総合的なものがないのではないのか、慌てることはないのではないのか、こういう意見だったのです。総合的判断に基づいて結果はこうなったので、これ以上、私申し上げることができないのです。

以上です。

議長（青木幸保君）

討論の申し出がありますが、ほかに質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、討論に入りますが、委員長報告が不採択の報告ですので、原案に賛成の方から討論に入りたいと思います。原案に賛成の方の討論ですか。

4番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

人間は健康な体力を形成、維持するためにはスポーツは欠かせない、こういうことは誰しも分かっていることだと思います。そのためには、地域住民が都合のいい時に、都合のいい時間に、しかも気楽に、そしてスポーツをやったことがある人もない人も気軽に楽しむ環境づくりが行政に与えられた義務であると、私はこういうふうに思います。公共施設の多くは余暇や趣味、仕事の合間を縫って友達を誘って利用するのがほとんどでございます。ですから、やはり今言ったような施設、環境が必要だと。ことそのような寒い時なんか長島の方に行かなくてはならないというようなことで、子供を送っていく人がこの寒さで、この雪道で恐くていけないと、そしてスポーツをその時にやらなかった親たちも随分見えています。ですから、そういったようなことにも配慮するということです。ましてや、今年は、文部科学省の学校指導要領には将来にわたるスポーツライフの充実化のためにダンスとか武道全てを一度経験する必要があると、この間の一般質問で柔道の問題を誰かが出しましたね。そういうことで、よそではもうダンスはキッズダンスなんていうようなものを取り入れてだんだんやっているところもあります。ですから、今後、そういった需要も増えてきます。

また、これは、体育館というのは出されたのはスポーツをする場の体育館ですけれども、今度の震災を見てご覧なさい。避難場所にもなるのですよ。ましてや、平泉の本町の防災計画の中に避難者1人2平方メートルの避難場所が必要だということを記になっておりますでしょう。今回の実際のものを見ると1人当たり3.5平方メートルは必要ですよと、通路から何からとると、2平方メートルではまだ足りないのです。しかも、最近の住宅は地震には強くなってきたけれども、オール電化で停電になったらみんな避難してきますよ。仮にこれが2平方メートルで計算して3,000人避難したとした時に6,000平方メートルというのが平泉町には必要です。今の部落の公民館を全部足してもそういうのはありません。21行政区で割ったら86坪必要です、避難場所が。そんなのはどこにもありません。ですから、この体育館というのはスポーツするだけではなくて非常時の避難場所にもなり得るところなのです。むしろ遅いくらいです、私から見れば。今ましてや騒いでいるでしょう、これだけ、また大きな地震が来るとか何とかと騒いでいるでしょう。そういうことですので、早急にやるべきだと。

また財政面のことについても、夕張市の破綻は粉飾決算だったのでしょう。平泉なんか粉飾なんかしていないでしょう。財政は十分耐えられます。そういうシミュレーションをいただきました。そうでなかったら胸を張ってやってください。私はそういうふうに思います。

それと、今ご存知のとおり、今震災で非常に建設物価が上がっています。特に人件費も上がっています。どんどん高騰しています。岩手県の入札でもほとんどみんな流れているでしょう、どんどん建設資材が上がっているから。これはもっともっと上がります。だから、やるのだったら早くやった方がいいです。今の保育園も私このことも申し上げました。保育園でも今かなり建築資材が上がって、恐らく業者は四苦八苦しているでしょう。これはもっともっと上がります。更には、今国が消費税の問題を論議しているでしょう。消費税が上がるなんていうことに決まってしまうと更に駆け込み需要になって、もっともっと、とても平泉なんかで建てられなくなります。

ですから、私は早急にやるべきだというふうに思います。そういうことで私は本案に賛成するというのでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

反対の討論の方、1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

早期建設について反対します。なぜかといいますと、1点目は、今、町債が100億円ぐらいあります。ということは、役場としては利率を3%以下に抑えるということですから、年間1億～2億円ぐらいの金利を払っています。この金利は払わなければ住民の皆さんの生活のために使えるお金です。ですから、町債は少しでも減らすのが目標であり、それによって町民の生活福祉にも使えるお金になるわけです。ですから、そういう意味では、財政的にはなんか楽なような話もされていますが、実際には国自体がもうかなり厳しい状況なのですね。ということは、国が厳しいということは県も町も厳しい状況が影響するわけです。ですから、やはり財政については、だって交付税だって来ないかもしれないですよ、国の財政が破綻すれば。破綻しかければ来る金額が減るということで、まず財政優先ですから一時もう箱物つくるのはやめようという地方自治体中心にそういう話がありました。そういうことで、早期建設についてはちょっと待てというのが私の考えです。もう少し財政的に改善してくれば、例えばインフレーターゲット1%とかと上がっていますから、今の現時点でも株価も上がってきていますし、大体市況が良くなってきていますから企業からの税金も入ってくる可能性が大分高くなっています。そういう意味では、財政が改善していけば当然何年後かには余裕が出てくると思いますが、そういう意味でもまず町の町債の負担が100億円、これが大きいです。

それから2点目、実は体育協会の方からご説明を何回か、1回ですね、来ました。その中でいろいろ話を聞きました。そこで話題にしたのが体育館の利用率ですね、長島体育館、平泉小学校、長島小学校、平泉中学校、4カ所ですね。これについて教育委員会の方から利用率を確認しました。そうしましたところ、マックスで80%ちょっとですね。通常は30、40、50、利用率ですよ、その夕方の時間帯の。ということは空いている時間がいっぱいあるということなんでなぜかと思ったのです。そうしましたら、やはり利用受付の仕組みがちょっと問題あるのではないかと。なんか月単位にまとめて申し込みを受けるとかそういうことみたいですから、そこがちょっと荒い受付の仕方ではないかと、そこをもう少しきめ細かくすれば利用もできるようになるし、都合のいい時に都合のいい時間に利用できるようになると思います。やはりそういうシステムをもう一度考え直して進めるべきだと。やはり利用率というのは100%ならないと満杯とは言わないわけですね。なおかつ、半分から多くて80%ですから、これは教育委員会で利用率、資料を出してもらいました。そういうことで、ちょっとまだ無駄があると、要するに無駄ですね。無駄をもう少し排除してしっかり有効に使っていただきたい。

それと、もう1点は、やはり体育館そのものだけではなくて、そういった公民館的な施設とか、それからジムとか何とかですね、体力を増進するようなもの、それから会議室的なものとか、そ

ういった複合的な体育館をつくった方がいいのではないかという町民の要望もあります。そういう意味で、単に体育館をつくるだけではなくて、むしろそういうことを考えて、そういう施設を考えながら進めるべきだということですので、早期建設については反対します。

以上です。

議長（青木幸保君）

次に、賛成の方の討論を。

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

この案件に対して賛成の討論を申し上げます。いずれ、この施設は教育の場所でございます。教育の場所ということは、先程、未来に子供が少なくなるからどうのこうのと言っていますが、この26団体の中にスポーツ少年団の関係が7団体も入っているのですね。この方々の勉強の場なのです。ですから、是非ともこれを教育の場として必要だと思います。いずれ、26団体の方々が必要だからお願いしますと出ておりますので、それが我々がどうのこうのではなくて、やはりこれを進んで賛成してやって、そしてあとは先程小松代議員も話していましたが、あとは執行者がその場所、場所に置いて、時々置いて判断してやるべきだと思います。したがって、私はこの案件に賛成します。

以上です。

議長（青木幸保君）

次に反対の討論を許します。ありませんか。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

私はこれには反対という意見でございます。というのは、ここの委員会の意見を重視していただきたいということでございます。それから、広く私たち議会では一つの問題だけを執行でやればいいというものではなくて、そこに不安を要するものがあれば主に議論していいことだと思います。広く客観的に住民の全体的な立場に立った公平なものでなくてはならないと思います。また、本町は起債額が過大ということも今回の議会では多分に話されております。それで、教育施設とか整備や土木工事を推進するという一部のそういうものだけではなくて、起債が過大であって将来の町の財政に不安を残すようなことであれば十分に議論するべきであるというふうに思います。議員としても、実現の可能性とはその緊急性や重要性及び財政事情などから見て十分に議論すべきだということでございます。それで、意見の中で3番、将来的な建設についての十分にここ入っていると思いますので、こういうことを考慮した上で、やはり教育施設であろうとも何であろうとも、将来的に十分に住民の意見を反映したものにすべきであるということで、早期に建設というところに対しては私は反対でございます。

議長（青木幸保君）

次に賛成の方の発言を許します。

8番、千葉勝男議員。

8 番（千葉勝男君）

私は文章も何もつくっていませんから聞き苦しいかもしれませんが、いずれ賛成の立場で申し上げます。今、いろいろ皆さんが議論しておりますが、いずれにしてもこの件については、皆さんがご案内のとおり、町長、当局に考えはいろいろな考え方があると思いますし、また町民から選ばれた町長ですから、そこらあたりは十分にやはり検討されるだろうというように私は期待をします。なものですから、ここで常任委員会であつたり我々議員がどうこうすることではなくて、やはりこういう大事な請願であればあるほど、私たちは財政どうのこうのと言うよりは町民の要望に応じてあげるというそういう立場であつてほしいと私は思っていました。ですから、このことは、皆さんに与えられた町長という職責でありますから、町長が皆さんが考えるほど考えないわけではないと私は思いますよ。ですから、このことはもうこの辺で議論は終了して採決をしていただき、このことが採択になるようにご期待をしたいというように思います。

以上です。

議長（青木幸保君）

次に、反対討論の方の発言を許します。

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

請願の趣旨には反対するわけでございますが、発想の部分で少子高齢化社会に対する考え方が中途半端といいますか、安易に考えているのではないかというふうに私は全体の中の今までの話、請願の内容を見て感じる場合がございます。団塊の世代の人数であればということでは今までは拡大の政策で何でもかんでもつくってきた、その状況とあまりにも違う現在の状況があるにもかかわらず、発想の中で今まであったのだからつくって当たり前、あつて当たり前ということが本当にどうなのだということが今求められているのだと私は感じます。そのつくれ、つくれでやった補助金があるからその補助金の積み上げが1,000兆にも上るというこの国のあり方、それは世界に例を見ない借金のあり方であります。今年になってギリシャ、イタリアの例がございますが、1,000兆の利子がギリシャの公債の利率にしたら70兆になります。現在、税収で集められるのは四十数兆です。確実にその部分では破綻するわけであります。そういう状況下、ましてや昨年、子供が50人を切るというような状況下で、その方々に負担をさせるということは相当な覚悟と精密な設計が必要であり、今今ここで急いで採決するような事態ではないというふうなことで私は反対いたします。

議長（青木幸保君）

次に賛成の方の討論の発言を許します。

6 番、小松代智議員。

6 番（小松代智君）

先程は質問でありましたので今度は賛成意見として申し上げます。今、なんかギリシャとか日本国が1,000兆だとかというような話がありましたが、今請願する人たちはそこまで考えてやるのかということなのですね。今、請願した26団体の人たちは単に体育館を建ててくれという、

本当に単純明快な請願なのです。それを日本国のあれまで、ギリシャのことまで考えて請願しなければならないのかと、そういうことではないと思うのです、私は。ですから、なんか先程来から意見を交換してみると、ただ早期にというところに引っかかるからだめなのとか、そういう話になっていますが、ではあと、先程8番議員が言ったように町長の裁量権なのです、いつ建てるかというのは。今年建てるか、来年建てるか、再来年建てるかというのは町長の判断なのです。実際上、平成24年度の予算にもう出てきたではないですか。現実にもそのような状態になりつつあるのにもかかわらず、なおかつここでストップをかけるということは、議会がどうなるかというような、そういう感じさえ私は受けます。では、請願がなかったらどうするのかという話なのです。そうすると請願がなくても町長は建てるとなれば建てるのですよね。役場庁舎を建てる時は請願あったわけでも何でもないですからね。だから、そういうことなのです。ただ、たまたま請願があったというだけの話でしょう。だから、ましてや請願が26団体もあってそれを無視していいのかと。先程言ったように、住民の目線で考えて、やはり議会は動くべきなのではないかというように考えます。そういう意味から、国の1,000兆はこっちにおいて、ギリシャはこっちにおいて、やはり当然平泉としては建設すべきことなのではないのかというように思いますので賛成をします。

以上。

議長（青木幸保君）

次に反対の討論の方の発言を許します。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

この問題はいずれ出てくるだろうという話は前々から言われております。以前の体育館を早く急げということで質問をした方がおりました。耐震に関しましてはやはり不十分だということで耐震作業をやれば良かったのですが、やはり耐用年数からいっても結構なっておりますのでそれで取壊したわけでありまして。取壊すと同時にやはり体育館ほしいという話になるのが当然だと思います。時の町長に関しましては、あの時も、いや耐震をやる、取壊す。しかし、これは直ちに体育館をつくるものではない、そういう話をあの時やっておりました。もちろん質問した方から見ればその関係はその場では納得したのだと思います。いずれそういうことを踏まえましても、いずれそういう体育館を建設するという話は出てくるものだとその時も思っておりました。それから1年半ぐらいて今回建設の要望書が出てきたということでございますが、議会としても基本的に採択するということは、先程いろいろ申しました方がいますけれども、それは議会は採択して当局は執行だからもう任せればいいのかという、そういう話ではないわけでございます。やはり議会も採択に関してきちっと責任を持って、一緒にその体育館建設に当たるということがこれは当たり前だと思います。

いずれ、この6年間の間に120億円あった負債が100億円になりました。そして、やっとな財政状態が良くなってきた状況でございます。ですから、そういうものを考えますと。今の120億円負債があったのが100億円を切る段階になってきました。やっとな良い状態になった中に、さて、も

う良くなったからやるのだという話ではやはりないだろうと、もう少し落ち着いてその負債を減らして、これならばいいのではないかという状況にある程度なった時に初めて体育館建設とかそういう話ができるのだらうと思います。ですから、やっとなったものをまた起債を起こしてやるという形になると、また財政の問題が出てくるのではないだろうかと思います。ですから、採択するということは、やはり議会と当局が一緒になってその建設に当たるという話になるはずです。ですから、町長当局に任せればいいという話ではないはずです。全体的に総合的にやはり判断しますと、体育館だけで果たしていいのか、やはり総合的なものの考え方をしながら建設に当たるべきだと。ですから、ちょっと急がないで、じっくりと財政面を検討しながら進めていきたい、そういう意味では今回のこのものに対しては不採択に賛成するものでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

次に賛成の方の討論を許します。

10番、阿部幸一議員。

10番（阿部幸一君）

賛成の立場で若干申し上げたいというふうに思います。私は昭和63年に町議会議員に初めて立候補いたしました。その時からずっと思っている、そしてそれを基本に今まで続けてきたわけでございますけれども、政治の究極の目的は、私はそこに住んでいる住民の生活の向上だ、こんな思いで二十数年間活動してきたわけでございますが、ですから、我々は町議会議員ですから町民の生活の向上、このために全力を尽くさなければならない、こんなふうに思っております。したがって、今回の請願はまさに町民の生活の向上につながるものだ。我々は教育を議論しても福祉を議論しても医療を議論しても、あるいは産業、建設を議論しても、全ては町民の生活の向上につながらなければならない、このように思っております。したがって、この案件は私は採択すべきものと考えます。

以上です。

議長（青木幸保君）

次に反対の方の討論の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、これで討論を打ち切ります。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

請願第5号、平泉町立平泉体育館の早期建設についての請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（青木幸保君）

起立多数です。

したがって、請願第5号は、採択することに決定しました。

次に、請願第1号を採決します。

この請願は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（青木幸保君）

起立少数です。

したがって、請願第1号は、不採択することに決定しました。

次に、請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

2号についても私が紹介議員でありますから申し上げたいと思いますが、お聞きしたいと思いますが、例の年金受給者というのは今平泉でもかなりの人数がいるというように思うわけであり、年金の額がそれだけ充実しているかということとそうでもないのですね。ですから、10年前に特例措置として下げるのを下げなかったというそれぐらいの形のを今、なんか年金者が借金背負っているような恩着せがましく、そういうことであるから下げなければだめだというような話をしているわけですが、私はこれはやはりちょっと違うと。もう時効的にも、時効は大体5年かそこらだと思うのですが、もう10年以上経っているという面からいって、年金者の生活権を維持する意味でもこれは不問に付すべきではないのかと、そういう意見書なのですね。ですから、財政的にも何にも町が意見を出したから財政的に追わなければならないとか何とかという話ではないのですね。気楽でもないのですが、いずれ意見書をみんなの目線で、年金者の目線で何とか生活を守ってくださいという意見を出そうというのですから、その辺のところを配慮すべきことだったのではないかと思います、その辺のところ、なんか不採択というようなことですので代表の方からお聞きしたいというように思います。

議長（青木幸保君）

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

私も年金を受けている人間でございまして、いろいろ委員会の中で申されております。これについても、今、国会の方でいろいろ話されているという現状にあります。ただ、この問題は年金の物価スライド制の関係でやってこなかったということで2.5%という内容で出ております。これをこのままでいいのかという場合に、委員会の意見として出した年金の特例水準解消を行わな

いとするのであれば年金制度全体が崩れてしまうと、これは年金受給者の問題ではなくて国が責任を持ってという内容でございますから、これ以上のことを私も申し上げられませんが、国の責任でという内容でございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

そうすると、住民の目線ではなくて国の目線で、国から、国という立場で向けると年金者は当然2.5%下げるべきだということですか、もう一度追加してお聞きします。

議長（青木幸保君）

9番、畠山寛二議員。

9番（畠山寛二君）

要するに、法律で決めていて、逆に今度ここに来ていろんな問題があって下げると、国の事情でやっている部分がございますもので、これについては制度設計ですね、制度の設計をした上でスライドすべきものという考えなのですね。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

それでは、請願第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号、公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（青木幸保君）

起立少数です。

したがって、請願第2号は、不採択することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程第4、議会運営委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、千葉勝男議員。

8番、千葉勝男議員。

8番（千葉勝男君）

委員会の調査報告を申し上げます。

委員会調査報告書。本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記、1、調査事件、議会運営委員会所掌事務にかかる調査について。（1）議会の活性化に関する事項について。

2、調査の経過でございます。調査の経過についてはお目通しをお願いをしたいと思います。

3、調査意見、議会改革の取り組みについて、（1）議会活動の活性化について検討してきましたが、「第1回町民と議会との懇談会」を平成23年10月26日から28日までの3日間に、全行政区対象で3班4人編成により、全議員が参加し実施しました。町民皆様のご意見・ご要望を伺いましたが、今後の町民生活により適切な政策が反映されるようきめ細かく定期的を開催する必要があります。（2）「開かれた議会・信頼される議会」をめざし、平成23年6月議会から町のホームページに会議録を開示しているが、より一層の充実を図るべきである。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

ただいま報告のあった議会運営委員会の委員会調査報告書については、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ進行いたします。

議長（青木幸保君）

日程第5、北上川治水・平泉バイパス調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について委員長の報告を求めます。

北上川治水・平泉バイパス調査特別委員長、石川章議員。

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

委員会調査報告書を朗読をもって報告に代えさせていただきます。

本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告いたします。

記、1、調査事件、北上川治水・平泉バイパス事業について。

2、調査の経過、平成20年6月16日から平成24年3月8日まで継続調査してきたところであります。

平成19年度第2遊水地小堤工事の着手、平成20年8月平泉バイパスの開通、平成21年度JR東北本線衣川鉄道橋改築事業の完成、平成22年度支川衣川改修工事の完成等一関遊水地事

業の着実な進捗は見られてきましたが、水害を未然に防止し、安全で安心できる地域社会の実現のため、小堤、遊水地管理用通路等治水施設の早急な整備、一刻も早い事業完成に向けて、国や県の関係機関へ働きかけて参りました。なお、主な経過はお目通しをお願いしたいと思います。

3、調査意見、平泉バイパスは、昭和56年度に事業着手し、平成20年8月暫定2車線で全線5.8kmが開通いたしました。

平泉バイパスの開通に伴い、国道4号線と併せた災害に強い道路ネットワークが確保され、朝夕並びに観光シーズンにおける交通混雑の解消や生活環境の改善が図られました。

今後は、「世界文化遺産の町」にふさわしい景観に配慮した整備や法面除草の定期的な実施等を国に求めていく必要があります。

北上川上流改修一関遊水地事業は、第2遊水地内の小堤盛土が開口部を除いて、平成23年度に完成しました。また、中断していた管理用通路の整備については、平成22年度に事業再開に向けた地元説明会が開催され、平成23年度から用地買収等を進め、平成25～26年度内の完成を目途に事業が進められることになりました。

今後とも、一関遊水地事業の早期完了のための予算確保、小堤開口部の早期築堤、管理用通路の早期整備、内水排水機場の整備、堤防除草等について、引き続き地域住民の熱き思いを町当局と連携し、国や県の関係機関に対して要望していく必要があります。

以上、報告でございます。ありがとうございます。

議長（青木幸保君）

ただいま報告のあった北上川治水・平泉バイパス調査特別委員会の委員会調査報告書については、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

議長（青木幸保君）

日程第6、国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

委員会調査報告書でございます。本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記、1、調査事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産登録調査についてであります。

2の調査の経過に関しましては、お目通しをいただきたいと思っております。

次のページの3、調査意見であります。

平泉文化遺産の世界遺産登録については、平成12年6月議会において既に設置されていた「国立博物館誘致特別委員会」と併せて「国立博物館誘致及び世界文化遺産登録調査特別委員会」が設置され、登録に向けた協議をしながら、運動を展開してきた。平成18年12月には、ユネスコ世界遺産委員会に推薦書が提出され、平成20年7月にカナダのケベックシティで開催されたユネスコの第32回世界遺産委員会での登録決定が期待された。

その間町では、「景観条例」や「きれいなまちづくり条例」の策定、環境整備を行うなど住民の機運も高まったさなか、「登録延期」の残念な結果が報告されたが、文化庁より3年後の登録を目指し再推薦することが発表された。

その後、構成資産と推薦名を変更し平成22年1月に推薦書が再提出され、平成23年6月26日、フランスのパリで開催された第35回世界遺産委員会において登録が決定された。

登録延期から登録までの3年間は、住民の方々にとって「平泉文化遺産の価値」や「世界遺産の町に住む者として何をなすべきか」など、多くの行動や考え方が示され大変貴重な期間となった。

登録後には多くの観光客が訪れ、「世界遺産の町」としてその反響の大きさに驚くことが多く、その対応の在り方が問われることから、更なるきめ細かい対応が望まれる。また、今回登録に至らなかった柳之御所遺跡と4資産（達谷窟・白鳥館遺跡・長者ヶ原廃寺跡・骨寺村荘園遺跡）について、拡張推薦を目指し、暫定リスト登載を目指す取り組みを引き続き一関市、奥州市と連携を図りながら進める必要がある。

国立博物館誘致については、国の財政状況が厳しく、この4年間方針に変化は見られなかった。また誘致活動については、世界遺産の町を全面に出した運動を展開し、しっかりとした認識で取り組んでいく必要がある。

世界遺産としての「平泉の文化遺産」を先人の教えにあやかり後世に護り伝えるため、住民の意識啓発や子どもたちへの歴史教育、国際社会に対する責務を含め、平泉に暮らすことの誇りを持ち、心豊かで安全安心な町づくりが望まれる。

以上、報告といたします。

議長（青木幸保君）

ただいま報告のあった国立博物館誘致・世界文化遺産登録調査特別委員会の委員会調査報告書については、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

議長（青木幸保君）

日程第7、行財政調査特別委員会の委員会調査報告書を議題とします。

この調査について、委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、小松代智議員。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

行財政調査特別委員会の調査を報告いたします。朗読して報告に代えます。よろしく申し上げます。

委員会調査報告書。本委員会が調査した事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第76条の規定により報告します。

記、1、調査事件、行財政の調査について。

2、調査の経過、町民に対して自立に確信の持てる行財政を示す必要から、平成20年6月定例会において行財政調査特別委員会が設置されて以来、前半21年12月定例会まで9回の委員会を開催して調査をし中間報告をいたしました。後半は、10回の委員会を開催し、町集中改革プランを中心にして広範囲に財政状況を調査しました。なお、主な内容は次のとおりでございますので、お目通しをお願いします。

次のページですが、3、調査意見、(1)集中改革プランは平成18年度に策定され平成22年度まで、47項目に亘って事業展開の効果等を調査した。その結果、計画額5億3,700万円に対して、財政効果は4億9,100万円で達成率91.5%となった。

主な項目は次のとおりです。

①審議会委員等への女性の登用については、各課とも積極的に取り組んだが、実績は21.5%にとどまった。

②組織、機構の見直しでは、課の統廃合、議員定数、報酬の削減、農業委員定数の削減、特別職の給与の削減等が実施された。

③定員管理、給与の適正化では、職員定数の削減、県人事委員会の勧告による給与の削減（管理職5%・一般職2%）、住居手当、管理職手当等の削減が実施された。当初目標とした引き下げは達成できなかった。

④民間委託・民営化の推進では、国保歯科診療所の民営化を実施したが、健康福祉交流館、すぎの子クラブなどは、それぞれ課題があり実現できなかった。

⑤計画的な財政運営の推進では、町債残高を繰上げ償還などで縮小したが、災害復旧事業債の発行のため計画では平成22年度末で97億9,000万円（削減率17.8%）に対し100億8,000万円（削減率9.7%）と未達成となった。

⑥公共事業等の抑制では、地域課題により軽微な公共事業を地域住民が自ら実施したほか、町職員が直営で行うなどして経費の抑制に取り組んだ。平成21年度からは農地・水・環境事業の実施により公共事業の抑制が図られた。

(2)総合発展計画の後期計画は平成18年度から22年度の5カ年で進められ、実施計画は3カ年立てで、毎年ローリングしながら進められる。平成22年度から24年度の実施計画は審議会から答申を得たものですが、柳之御所エリアの公有化は平成23・24年度を予定している。定住化構想の上野台住宅は民間の力を活用するとあるが、地域活性化のためには早期に結論を出して実施してほしい。

(3) 体育館、道の駅、スマートインターチェンジ、黄金沢工業団地など大型事業が並んでいます。かなり大きな財政出動が必要となります。公債費負担比率などを考慮し、財政の裏づけを行い、きちんと議会と意見の調整を図って計画していただきたい。

(4) 文教施設の建設について、議会独自の構想を持つために、行財政調査特別委員会で議論してはどうかという意見が出されましたが、この委員会では財政を討議する場でなじまないのではという意見が多きだされ、別組織を作るか全員協議会で討議するかという結論に達した。

(5) いろいろな行財政資料で詳細に説明を受け、質疑のできる場になって大変勉強になったのではないか。いつから特別委員会が勉強会になったのかという意見も出されていることから、この特別委員会の設置については、原則的に考えてみる必要があるということでございます。

以上で報告を終わります。

議長（青木幸保君）

ただいま報告のあった行財政調査特別委員会の委員会調査報告書については、議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

なければ次に進行いたします。

議長（青木幸保君）

日程第8、議案第2号、平泉町地域安全に関する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書1ページでございます。

議案第2号、平泉町地域安全に関する条例についての補足説明をさせていただきます。

この条例は、交通事故及び犯罪のない安全で住みよい地域の実現を図るために制定しようとするものでございます。

条文を読み上げ説明に代えたいと思います。

第1条では目的について規定してございまして、この条例は、町民の交通安全及び防犯に関する意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図ることにより、交通事故や犯罪等を未然に防止し、安全で住みよい地域社会の実現に資することを目的とする。

第2条では定義についての規定でございまして、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。1号、町民とは、平泉町内に住所を有する者及び滞在する者並びに平泉町内に所在する土地及び建物の所有者及び管理者をいう。2号、事業者とは、平泉町内において事業活動を行う者をいう。3号、安全活動とは、交通事故、犯罪等を未然に防止する活動をいう。

第3条では町の責務についての規定でございまして、町は、この条例の目的を達成するため、

次の各号に掲げる施策を推進するものとする。1号、交通安全、防犯等に関する町民及び事業者の安全意識の高揚、2号、町民及び事業者の自主的な安全活動に対する支援、3号、町民生活の安全を確保するための環境整備、4号、前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要と認める事項。2項、町は、前項に規定する施策の実施にあたっては、関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。3項、町は、第1項各号に掲げる施策を実施するにあたっては、高齢者、障がい者、児童等の安全に特に配慮するものとする。

第4条については町民及び事業者の責務を規定してございまして、町民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、この条例の目的を達成するための施策が効果的に実施されるよう協力するものとする。

第5条については団体への助成について規定しておりまして、町長は、この条例の目的を達成するために活動する防犯協会等の団体に対し、助成その他の援助を行うことができる。

第6条では補則といたしまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

それでは、お伺いいたします。まず1点目は、この条例の2条に書いてある事業者というものは平泉町の役場内にあるのかということと、それからこれをずっと読んでみますと今までとどのような変わりになるか、今までやっていた団体及び支援の内容を詳しくお知らせいただきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

第2条の第2号の事業者とは、平泉町内で営業している企業とか、そういう意味では平泉町役場というのも事業者の一つになるかもしれませんが、企業の営業とか、それからいろいろな木工所ですとか、そういうような業者の方も対象にするというような内容です。それから、今までのそれぞれの団体に対する援助ということですが、代表的なものには防犯協会というものがございまして、年1回総会とか、それから防犯に対するいろいろな事業を行っているところですが、特に今回、この条例が施行されたことによって何かが変わるといえるものではございまして、特に精神理念としてこういう条例を根底において、町民の皆さんがなお一層防犯、それから交通安全に注意をしながら、なお啓発をしながら生活をしていただきたいというようなことで今回条例を制定しようとするものです。

議 長（青木幸保君）

3 番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

それでは確認でございます。そうすると、今までの交通安全の部分や今までと何ら変わりなくて、この条例が設置したことによって更に推進を進めるということで、今まではやっていたことなわけですね。では、その辺の確認をもう一度。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

寺崎議員ご指摘のとおり、そのとおりでございます。本来はもう少し早くにこの条例は制定しなければならなかったものと考えておりましたが、諸々の諸事情ございまして、今回に至りました。よろしく願いいたします。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 2 号、平泉町地域安全に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 9、議案第 3 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、議案書 2 ページでございます。

議案第 3 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例についての補足説明をさせていただきます。

皆様のお手元に配布してございます参考資料の1ページの上段にございます議案第3号新旧対照表で説明をいたします。

町長及び副町長の給料月額の改定を行おうとするもので、附則第12項のあとに第13項として、町長及び副町長に支給する給料は、平成24年4月から平成25年3月までの間、第3条第1項の規定にかかわらず、町長にあつては月額67万300円、副町長にあつては月額54万9,800円としようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

この改正する部分は附則による改正でございますが、本則にしなかったというのはどういう事情なのかお聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

議員お話しのとおり、附則でございますが、町長、副町長の給与にあつてはその時の財政状況とか時代の状況を見て判断するということから、今回、本則ではなく附則ということでご提案を申し上げたところです。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第3号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第10、議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

議案書3ページでございます。

議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページの下段にございます議案第4号、新旧対照表で説明をいたします。

教育長の給料月額の見直しを行おうとするもので、附則第10項のあとに第11項として、教育長に支給する給料は、平成24年4月から平成25年3月までの間、第2条の規定にかかわらず、月額53万1,200円としようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第11、議案第5号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

議案書4ページでございます。

議案第5号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページの裏にございます議案第5号新旧対照表で説明をさせていただきます。

第1条関係では、岩手県人事委員会の勧告に準じ一般職の給料月額を現行の行政職給料表から改正後の行政職給料月額に変更しようとするものでございます。また、第2条関係では、参考資料3ページの下段にありますとおり、平成18年の給料切替えに伴う経過措置の適用を受けるものにあつては、附則の第7項の4ページの上段のアンダーライン部分になりますが、100分の98.61を100分の97.96に変更しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日より施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

給料表の改正ですから、職員組合との話し合いはなされたのだろうと思いますが、その辺のいきさつをちょっとお聞きしたいということが一つ、それからちょっとこの提案の時に聞き漏らしたのですが、普通だと0.23%ですか、その減なのですが、0.31とかというような聞き方をしましたが、この辺のところ、ちょっと確認しておきたいなと思います。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

初めに組合との交渉でございますが、10月24日を最初にいたしまして、全部で5回、2月14日に妥結をいただいたところでございます。削減率でございますが、0.36%でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第12、議案第6号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議案書7ページでございます。

議案第6号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この議案は、国の社会教育法の一部改正に伴い本条例の一部を改正しようとするものでございます。なお、社会教育法の改正の趣旨は、地域の自主性及び自立性を高めるため法より規定していた設置規定を、それぞれの地方自治体の裁量に委ねるということを目的としたものでございます。

それでは、新旧対照表の3ページの裏の対照表で説明させていただきます。

まず第1条では社会教育委員を「置く」となっておりますが、これを「置くことができる」というふうに改正するものでございます。なお、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行する旨定めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

今言った置くというのは、これは必ず置くというふうにとられますけれども、置くことができるということは置かなくてもいいということにもつながるのだと思いますが、どのように解釈すればよろしいですか。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

そのとおりでございまして、その自治体の裁量によって置かないこともできると、この後、公民館と図書館の関係も出て参りますけれども、この辺も同じように地方の自立性を尊重するといった内容ですので、それに付随して条例を改正するものでございます。なお、今後、現在町としましてはこの社会教育委員の設置については置くことができるとはなりますけれども、そのまま設置するという内容では考えてございます。

もう一つ、次の議案にも関係してくるわけですが、公民館の審議会委員、それから協議会ですね、それから図書館の関係ですが、これらを社会教育委員会議に一つにまとめるというような形で現在考えているところでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

これは決まったことであるのでしょうけれども、どうも置くことができるという逆の面を見ますとちょっと後退したのかなと、やはりこの部分は必要だからという部分で出ているのだと思いますが、そういう、置かなくてもいいという形にならないような方法をやっぱり考えていかなければいけないのかなと、こういう変わり方しますとですね、その点、どのように教育委員長、考えますか。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

この改正につきましては、国のいわゆる第二次一括法の関係で、地域に自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律が制定になったということに伴って国の社会教育法が改正されたと、だから、国では社会教育法で必置規定だったのですけれども、それを地域の判断に委ねるということになったことに伴うものでございまして、その趣旨からいけば本条例もそういうふうに変更して、そして町で判断していくというようなことが趣旨でございまして、その辺のご理解をお願いしたいというふうに思うところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

それでは、必置の場合は財政的な裏付けも多分あるのだと思うのですが、今後はなくなるというこの理解でいいのか、そこは変わっていないということになるのか、その事情をお知らせ願えますか。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

財政的な裏付けにつきましては、特に現在もこれに関する補助制度とかそういうことはございませんので、変わらないというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第6号、平泉町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第13、議案第7号、平泉町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議案第7号、8ページでございます。

平泉町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この議案は議案第6号と同様に、社会教育法の一部改正の趣旨に基づき、社会教育指導員の設

置について地域の裁量に委ねることとなったことから本条例の一部を改正しようとするものでございます。

参考資料の3ページの裏でございますけれども、第2条の「置く」を「置くことができる」というふうに改正しようとするものでございます。なお、附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議、お願いします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

それでは、ちょっとお尋ねいたします。

かつては私も社会教育指導員ということで勉強させてもらい、そして皆さんのご協力をいただいて3年間務めさせていただいたわけですが、ここ近年はその社会教育指導員を置くということになっていたようですが、なかったように思っているのですが、その辺のところをちょっと説明していただきたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議員おっしゃるとおりでございます、社会教育指導員ということで国の方で全国に、やはり社会教育を広めるためには専門的な方を配置するべきだという考えがあって、補助制度を導入して全国各市町村に設置するというのでずっと来ていたわけですが、その後、行政改革とかいろいろあった中でこの部分の補助制度が廃止になったということで、国からまずその財源が来なくなったというような内容から事実上その事業が執行されないような状況でいたということになります。いずれ条例上は置くとなっておりますけれども、それをそのまま執行してこなかったという部分がある、それは財源の問題、それからその制度そのものの国の考え方の変わり方などから、そういうことで近年では置いていないというのが実情でございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

私も当時やっていた時に、国庫補助があって3年任期が切れたと、それから20年やっている市町村もありますし、いまだにやっているところもあるわけですが、その財源確保のために、国庫補助が来ないからもう終わりにしたというふうになっていると、やはり社会教育というのは非常に大事なわけですね。学校教育では読み書きですが、やはり人としてかかわっていくところは地域で社会教育がすごく重要な部分になっていくと思うのですね。このように置くとなっ

ていても財源がないので置きませんでしたということになれば、置くことができるということになると、先程来からこういうことになれば置かなくてもいいというふうな形になるわけですね。そういうふうなことになっていくと、ますます地域で子供を育てたり青少年の問題だったり高齢者になっていく部分もそうなのですが、やはりここは生涯学習を進めていく上でも社会教育指導員という形をやはりとっていくべきではないかということなので、どうぞ町の財政の中で、人を育てるというところについて十分に配慮して、これからも社会教育を盛んにしていかないと地域の活性化や子供たち、地域の人たちのコミュニティが薄れていくということになりますので、その辺の財源の問題だということなのですが、財源を何とか確保してやはり設置すべきではないかと、このとおり置くことができるから置かなくても良いのだというものではないと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議員おっしゃるとおりでございまして、いずれこの社会教育指導員設置条例はそのまま残るわけですし、それで今後、社会教育について指導員を設置できるわけですから、どういうふうな活動していただくかとか、そういうふうな部分も踏まえて今後検討していきたいと、設置する方向で私は検討したいとは思っていますけれども、その内容だと思っております、努力していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第7号、平泉町社会教育指導員設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第14、議案第8号、平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議案第8号、9ページでございます。

平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この議案につきましても前議案と同様で、国の社会教育法の改正に伴い一部改正しようとするものでございます。

新旧対照表の4ページでございます。

第8条第1項中「置く」を「置くことができる」に改めまして、また新たに第2項として審議会委員の委嘱基準を条例の中に定めようとするものであります。これは社会教育法の中に定められていた委員の委嘱基準を地方公共団体の条例で定めることとなったことによるものでございます。以下、3項、それから第9条の見出し及び第1項、第2項については文言の整理でございます。なお、附則でございますが、「審議会に諮ってこれを」という部分を「別に定める」というふうに変えるということでございまして、実際審議会に諮っているのは事業の運営については諮っておるわけなので、その規則等につきましては教育委員会で定めるというふうには、実情に合わせて改正しようというものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第8号、平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第15、議案第9号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議案書10ページでございます。

議案第9号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この議案につきましても、国の図書館法の改正に伴い一部改正しようとするものでございます。

新旧対照表の4ページ、下段により説明いたします。

第4条の「置く」を「置くことができる」とし、それから2項でございますが、委員の設置基準について、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加えるという内容になってございます。なお、この改正につきましても、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

よろしくご審議をお願いします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第9号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第16、議案第10号、町営住宅等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書11ページでございます。

議案第10号、町営住宅等条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

町営住宅の入居条件は同居親族要件というのがありまして、同居2人以上の入居ができなければいけないというのが基本でございます。しかしながら、国の定めた公営住宅法により、特に居住の安定を図る必要がある老人、あるいは身体障害者の方々は1人でも入居ができることになっております。しかしながら、今回の公営住宅法の改正に伴い、この裁量がそれぞれの自治体に委ねられることになりました。このため、当町では、参考資料の4ページをお開きいただきたいのですが、4ページの裏にあります町営住宅等条例新旧対照表でございますが、この改正後のように、第5条2項及び参考資料の5ページの裏の第3項を加えまして、戻りまして4ページの裏でございますが、そこに1号としてありますように60歳以上の者、あるいは2号としてあります障害者基本法第2条第1項に規定する障害者等の方々が、今までと同様に1人でも町営住宅に入居できるように改正しようとするものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

まず一つは、入居が可能となった生活保護世帯の方と料金が所得に応じての入居料金というか、そういうふうな賃金体系になっているというふうに思っておりますので、それらの料金といたしますか、その辺はどのように計算されてどのような入居料金になるのか、それはどこからそれが出るのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町営住宅の入居の料金でございますけれども、これにつきましては前年度の所得に応じて、例えば平成24年度であれば平成23年度の所得に応じて家賃収入が決まるということになっております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

4 番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

そうすると、例えば昨年がありましたけれども、今年は生活保護世帯になったと、こういったような時には、昨年の料金だと今年はとでもそういうものは払えないと、それでもし入居になったと、こういった場合にはどういうふうに対処するのか、その辺をお聞きしたいと思いますし、あと一つは、やはり単身で入るということになってきますと、いろいろ未収とかそういったような問題が発生してくるかと思うのですけれども、その時の保証人とか、そういったような体制をきちっとしておかないと、今いろいろ出ていただくのも、料金払わなくても、今、居住権というものが主張されまして、いられるような、ならば引っ越し費用まで出してよそに移転してもらわなければならないような事態も多く発生しているし、強制的に徴収することができないという問題もございます、法的に。そういったようなことがございますので、その辺の対処をきちっとやらないと非常に未収率が上がってくるといったようなことで、こういうものを施行する場合には万が一そういうふうになって出ていただかなければならなくなった場合の次の行く先まである程度考慮した上での体制を考えていての入居受付をするというような形でないといつてもないことになるのではないかと思いますので、その辺の、これは運用面の方でございますけれども、その辺はどういうふうな考えでいるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程もお話ししましたように、いずれ前年度の所得に応じるということが基本なわけですが、前年度ではなくて前年の所得に応じて家賃収入が決まるわけですが、今お話し的生活保護の関係につきましては、担当課の方からそういう方については連絡等がございますので、それはそれなりに対応をしているという状況でございます。また、たとえ1人であっても連帯保証人は必ず2人付けるということになっておりますので、確かにお1人の場合はなかなか連帯保証人になる方もいないというのも事実ではございますけれども、いずれ基本として必ず2人を付けていただいていると、その保証人の方には、こういう場合は必ず連帯をして責任をとっていただくという説明はしているところでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 10 号、町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 17、議案第 11 号、平泉町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

議案書 12 ページでございます。

議案第 11 号、平泉町消防団条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例の改正でございますが、上位法である消防組織法の一部改正に伴い、町の消防団条例の改正をしようとするものでございます。

参考資料の 5 ページの裏の下段、議案第 11 号資料で説明をいたします。

第 1 条のアンダーラインの部分になりますが、「消防組織法第 15 条第 1 項、第 15 条の 2、第 15 条の 6 第 1 項、第 15 条の 7 及び第 15 条の 8 の規定に基づき」とありますところを改正後「第 18 条、第 19 条、第 23 条、第 24 条及び第 25 条の規定に基づき」と変更をしようとするものでございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平泉町消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第18、議案第12号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書13ページでございます。

議案第12号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

これまで町道佐野線の道路整備として皆様方にご説明をしておりました岩手いすゞ付近の国道4号線から県道平泉巖美溪線までの桜岡橋付近までの区間につきまして、今年度、測量設計を行いましたところ、13ページの裏にございます位置図を付けておりますが、このような線型となったところでございます。それで、岩手いすゞの方から向かって高速道路のボックスカルバートを過ぎたところから桜岡橋までの区間でございますが、この区間が県道とのすり付け等から現道ではない位置に計画されました。このため、新たな1路線として整備することといたしたところでございます。このため、計画路線と重複する14ページの廃止路線網図がございしますが、この町道祇園線を廃止いたしまして、改めて13ページの裏にあります区間全路線を町道祇園線と認定し道路整備を進めようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

お伺いいたします。やっとなら桜岡橋の橋の架替えということで地域民の人たちは非常に期待を持っているところでございます。それで、この工事は何年計画になっているのか、そして完成はいつ頃になっているのかということをお伺いしていただければというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

新たに認定されますこの町道祇園線につきましては、平成23年度から測量設計を始めまして、

概略の路線について地元住民の了解をいただきまして作業を進めているわけですが、完成につきましては当初計画していた時期よりも若干延びるのではないかと、平成27～28年頃までかかるのではないかとこのように思っております。といいますのは、やはり高速道路の下のボックスカルバート、ここに大きな事業費がかかりますし、橋が2基ございます。これを1年度に一つずつ架けたとしても2年かかるということで、当初は5年くらいというふうに考えていましたけれども、やはり若干延びざるを得ないのかなと、あとは国、県との協議もこれからでございますので、いずれ平成29年頃までには完成したいとは思いますが、延びる可能性もあるという状況でございます。

議長（青木幸保君）

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

早く協議して実施していただければということでございます。それで、この工事をする時に、結構今ここ交通量多いですね。そのために迂回路というふうなところとか、そういう安全面というのは今の時点でどのようにお考えなのかお話しいただければと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

確かにこの路線につきましては非常に交通量の多い路線でございます。それで、桜岡橋から高速道路のところまでは今の道路がそのまま残りますので、この区間については工事中であっても利用ができるということになると思います。しかしながら、高速道路のボックスカルバートからいすゞのところ、この区間につきましては重複しますので、この区間については片側通行等になるのかなというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

路線新たにつくるということですが、更ノ上の手前の田んぼ付近の路面が現在も結構低くなっているのですが、ここには既設の道路が脇にあるのですが、あの高さまで持っていくのか、水害になっても大丈夫なような設計にはなるのだと思いますが、今の見込みはどのようになっているかということですね。あとは、佐野線が今後、廃止路線になる部分が出てくるということだと思っておりますが、この小金沢橋はそうしますと今後、撤去するということになるのでしょうか。その辺をお知らせ願います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

まず、更ノ上付近の道路の高さにつきましては、前後の県道との高さ小金沢橋が新たに架替

えなります。この橋の関係でどうなるかは、それによって道路の高さが変わるということで、そこまで詳細な設計は今の段階ではいっていないという状況ですのでこれからというふうになりますが、今お話のありました水が浸いても大丈夫かどうかについても、いずれ今後の計画によって変わるであろうということではっきりした答弁はできかねるという状況でございます。

次に小金沢橋ですが、将来的にはやはり新たな橋ができますのでこれは撤去ということになりますし、併せて申し上げますと桜岡橋についても撤去ということになります。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第19、議案第13号、学校給食の事務を一関市へ委託することの協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

議案書15ページでございます。

議案第13号、学校給食の事務を一関市へ委託することの協議に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

まず概要について申し上げますが、本町では平成24年度から平泉中学校の学校給食を開始しようとしていますが、その方法として一関市に委託し、市の学校給食センターから給食提供を受けようとするものでございます。一関市の学校給食センターの供給能力を検討していただいたと

ころ、真滝学校給食センターからの供給が可能であると判断されましたことから、本町の学校給食の事務を委託することとし、地方自治法の規定に基づいて当該事務の委託に関し議会の議決を求めようとするものでございます。

それでは、内容についてでございますが、16ページでございます。

別紙として学校給食の事務委託に関する規約で説明させていただきます。

第1条は委託についてでございます。

第2条は委託事務の範囲でございます。平泉中学校の学校給食に関する事務となりますが、ただし、給食費負担金の徴収及び給食の搬送の事務は除くとするものでございます。

第3条は、管理及び執行の方法を定めたものでございまして、一関市の条例といわゆる一関市学校給食センター条例、同施行規則等により管理及び執行するという内容でございます。

第4条でございますが、経費の負担でございます。本町の負担すべき経費については市町で協議して別に定めることとしております。経費の負担につきましては、真滝の学校給食センターの運営費から給食配送にかかる経費を差引いた額を給食欠食者、喫食者数、毎年度5月1日現在の生徒数に教職員数を加えたものになりますが、その数で按分して計算した額について一関市に負担するとするものでございます。ちなみに、平成24年度の給食喫食者数は一関地域が1,421人、平泉中学校が232人でございまして按分率は14.04%となる見込みでございます。

次に、第5条につきましては予算執行について、第6条は条例の制定改廃について、第7条は連絡会議について、それから第8条は補則についてそれぞれ規定したものでございます。なお、附則として、この規約は平成24年4月1日から施行するものとし、また、告示の方法、委託事務を廃止する場合等について規定したものでございます。

以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、寺崎敏子議員。

3番（寺崎敏子君）

第2条のところでちょっとお伺いいたします。給食費負担金の徴収は除くというふうに給食の運搬の事務を除くとなっておりますが、この給食費の徴収はどのようになっているのかお知らせください。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

給食費でございますが、これは小学校と同じように私費会計で給食費を徴収するということとなります。私費会計といいますか、いわゆる給食の材料費といいますか、その分については各保護者から徴収すると、それは学校の方で徴収するということとなります。

議 長（青木幸保君）

3 番、寺崎敏子議員。

3 番（寺崎敏子君）

学校で徴収するという事は、小学校でもちょっと滞納が出てきている部分があるのでしょうか、その辺のところと、それから徴収するのに非常に今、困難をしようしているようなところはないかどうか、徴収することについて困難なところないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

給食費の未納とか滞納、これが一番困るわけでごさいます、中学校でも今からそれが悩み、まだ始まる前に悩んでいる部分もごさいます。いずれ、保護者を集めましてご協力をいただくような説明はさせてもらっていますし、それから現金納付ではなくて、今年から通帳からの引落としをするということで説明しております、もちろん残高なければ引けないわけですが、そこら辺、学校も教育委員会も一緒になってということで打合わせしていますが、もし出た場合はそういうような対応をしていくと。それで、PTAの方々にもみんな迷惑するというようなことを踏まえてご協力をお願いしているといった状況です。一関市等の状況を見ますと、やはり何件か出るのだそうですね。その辺で、出た場合でも必ず納めていただかなければならないわけですから、その辺はこれからということでごさいます。

以上でごさいます。

議 長（青木幸保君）

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

一関市に委託するわけですから一関市の学校のスケジュールによって多分運営されるのだと思うのですが、平泉町と合わない部分は一関市が学校が休みでも給食をやるというような、事務的な手続きになるかとは思いますが、そこら辺の条件といたしますか、状況はどのような状況で契約されるのですか。

議 長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

学校が休みになったり、また急遽出てきたりというようなことはあるわけでごさいます、それは事前に報告して事前に打合わせをするというようなことで話はしてごさいます。それで、大体はどこも同じような授業の日になるわけですが、例えば修学旅行に行ったという場合には大分なくなるわけですから、その分は報告してその分は減らしてもらおうとか、その辺は事前に連絡を取り合うという内容でごさいます。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

例えば一関市が休みで当町が学校やった場合ですね、232名の分をつくらせるということになるのですか。そこら辺はどのような処理されるのですか。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

それはそのとおりでございます。平泉町の中学校だけ登校日となればその日の給食はつくっていただくという内容になります。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

真滝の学校給食センターでつくってもらおうということで給食のつくった数によって平泉と一関市で按分するということですが、一応予定で1人当たりどのぐらいの給食費を考えているのか、それに対して徴収する給食費というのがあるわけですね。それとの対比はどうなっているのかですね。要するに町から予算組んで持ち出しが多くなるのか、それとも徴収の範囲内で行くよという話なのか、そういう話と次にもう1点は、もしこれがうまくいけば小学校も委託できるのではないかと思うのですけれども、コスト的にこちらの方が安ければですよ。たくさんつくれば相対費用というのは1人当たりは安くなりますからね。そうすると、そういうことも考えてもいいのではないかと、ちょっと発展しましたけれども、そういうこともあるのではないかと思うのだけれども、ちょっとその辺の考え、2点お願いします。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

まず費用の関係ですけれども、まず学校給食費、給食として保護者から負担していただく金額は1年間で4万9,000円でございます。1食当たり296.何円というようなことになっておりまして、それは食材に使うということでございます。それから町で負担する分というのが、学校で給食費として委託する分1,076万円が委託料として新年度予算に掲げてございますし、それから給食の配送車の委託料を約200万円ほどですから、全部で1,276万円とかというふうな額になります。それを236人で割ると年間1人当たり5万4,000円になるような計算になります。考え方とすれば、どこの市町村もそうなのですが、給食つくる分については市町村で負担すると、それから食材費については保護者から負担をしていただくというのが、そういうふうな負担割合となっているところでございます。

それから、その将来小学校はどうなのだというような話でございますけれども、それらにつき

ましては今後の検討課題というふうになってございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

現行の真滝学校給食センターのコストはどうなっているのかという質問なのです。それについて答弁になっていませんので、もう一回お願いします。

それと今、少子高齢化で子供が一関でも減っているのです。平泉だけではないのです。そうすると給食センターの能力が余ってしまうのです。特に人口が多いところは余計縮小率が高いから極端に給食センターが遊んでしまうわけですよ。少なくつくるようになればコストがアップするわけですね。だから、やはり将来もしそういうことがあればしっかり検討すべき、コストを計算しながら検討すべきではないかというのが私の質問なのです。それについても再度答弁をお願いします。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

まず最初の真滝の給食センターの関係ですが、これ平成24年度はちょっとまだあれですけれども、平成23年度は7,864万2,000円、これが真滝学校給食センターの運営経費でございます。それで、今回の委託料の計算にはそれらを参考に見積もって計算しておりますけれども、最終的には人数が変動するといった場合がございますので、委託契約は結んでも最終的には次年度にその精算をするというような形での内容になってございます。

それから、学校給食そのものですね、小学校は今自校方式で2校やっているわけですし、それらの検討についても単価も入れて検討した経緯はございます。まず当面、平泉中学校といえますか、小中学校合わせて学校給食を実施していないのが平泉中学校だけでございますので、まず早急に対応したいというようなことから、まず先行という言い方がどうか分かりませんが、いずれ実施するということになりまして委託が一番適しているというような格好でやったところでございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

もう少しちょっと詳しく確認したいのですけれども、真滝では食材は1食当たりいくらかかっているのですか。運営経費は全体の合計だと思うのですけれども、食材労務費、管理費いろいろあるでしょう。ちょっとその辺、区分けしながら見ていかないと、実際平泉町が払う1食当たりの食材費が高いものか安いのか比較できないのですよね。だから、あまりにもアバウトに言われても納得できる分とできない分が出てきますので、ちょっともう少し細かい説明必要だと思うの

ですけれども、お願いします。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

質問の趣旨が分からなくて申し訳ございませんでした。学校給食の給食費につきましては、学校給食運営委員会というのがありまして、そこでも議論されて決定するわけですけれども、真滝の学校給食センターでは、まず中学校ですね、中学校は1人4万9,000円だということで統一してございます。それで165食ですか、165日分を供給すると、その材料費を使ってつくって配達するというようなことになってございます。

議長（青木幸保君）

大内議員、もっと細かく聞きたいのであれば細かくしゃべって、それを分かるようにお話ししてください。どうぞ、噛み合っていないのでもう一度どうぞ。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

真滝学校給食センターで去年の分を聞きたいのですよ。食材が1食当たりいくらかかったのか、運営費、先程、これ合計だと思うのですけれども、運営費というのは何ですか、ところで。食材がいくらかかっている、そのほか労務費とかいろんな管理費とかあるはずなのですよ。その辺がどういう具合になっていて、この按分の比率が14.04%になったその根拠ですよ。もう少し細かいところを聞きたいというのがそういう意味なのですよ。人数割、食数で割るとか食材に関しては。多分出ているでしょう、それは、あれには。ということです。細かいですよ。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時39分

議長（青木幸保君）

再開します。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

それでは、まず給食食材でございますが、4万9,000円というのは去年も今年も同じ額に据置いたと。それでその中で165日ですから1食当たり296.9円、真滝です。真滝も平泉も同じ額になります、食材費がですね。それから先程、運営経費にはどのようなものを見込んでいたのかというようなことかと思えますけれども、かなり多いのですが、給料はもちろん入ってございます、3,000万円ほど、それから賃金が1,000万円ほど、それから消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費が1,700万円ぐらいで大きいですね。それから原材料費、被服費、通信運搬費、手数料、保険

料、それから維持管理委託料というのが530万円ほどございます。その他委託が850万円ほどあります。そういう形でいきまして、その合計で7,864万2,000円ほどになっております。この中には給食の配送車の委託も入っていますから、これを計算する時はその分をまず除いて、そして喫食者数割でそれに14.04%を掛けた額が平泉町で負担する額になりますねというようなことにして計算したものでございます。

議長（青木幸保君）

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

最初の説明で徴収給食費として4万9,000円、年1人当たりで1食当たり296円と、徴収給食費という表現したのですよ。ところが、食材というのは一応基本的には徴収給食費になっているのだけれども、実際、では去年、真滝学校給食センターでいくらかかったのという質問を私しているのですよ。だから、実際かかったものと徴収する金額というのは恐らく実際は違うはずなのですよ。全く同じはずないのですよ。そこを聞いたかったのだけれども、それ数字出ていないのですか。原材料費か何かで出ていないのですか。食数で割って、野菜とか米とかいろいろあるでしょう、原材料、それを、そっちを聞いているのですよ、さっきから。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

休憩 午後1時42分

再開 午後1時50分

議長（青木幸保君）

再開します。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

まず給食費ですけれども、給食費はまず私費会計だということでございます。給食費というのは食材に充てる分でございます、これは給食費として保護者が支払うと、その額が年間4万9,000円ですけれども、これは私費会計ですから通帳を別にしているわけですね。その別の通帳でその材料費を使って給食をつくるというような格好になっておりまして、実はこれは運営協議会の方で報告されるわけですが、ちょっと決算書来ておりませんので内容はあれなのですけれども、ただ、例えば一関地域が平成24年度は1,421人ということですから、トータルで6,929万円という額になります。平泉についても232人ですと1,136万8,000円、トータルで8,099万7,000円、これが食材費ということで別通帳にあって、それらで1年間食材を調達すると。そして、給食をつくと。1人単価にしてみれば296.97円が1食分だということでやってございます。そして、それは食材費ですし、そのほかいろいろかかるわけですから、運営するわけで調理する人もほしいし人件費もあると、それが先程ご説明したトータルで7,864万2,000円というような額になると

いうことでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

中学校、今、一関市に委託という、一緒ということですが、今の平泉小学校では給食費にいくらかかっているのですか、1人当たり。小学校と中学校、これ食べる量とかそういうのではなくて、ある一定に押さえての費用でもって給食、運用をしているのか、いずれ単純に1人当たり平泉小学校いくらかかって、今度中学校では今4万9,000円といたしましたね、どうなのかというところをお伺いしたいということです。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

小学校は現在、年間4万3,000円です。180回ですから小学校の場合、少し多いですけども、1食当たりが239円となっております。

議長（青木幸保君）

2番、阿部正人議員。

2番（阿部正人君）

中学校は先程296円、それから小学校は239円ということですが、それで何をいわんとしているかということは、今、安いのであれば小学校も給食センターに依頼してもいいのかなど、そのあたり考えられないかというふうに思うのですが、雇用の目的だといわれればそれもあるかもしれませんが、経費の節減から見れば安ければかえって委託した方がいいのではないかと思うけれども、そのあたり考えたことはないでしょうか。どうですか。

議長（青木幸保君）

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

学校給食全体のことにつきましては検討はした経緯はあります。いずれ、今後の問題ですので、検討した経緯はあるということだけでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第13号、学校給食の事務を一関市へ委託することの協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議 長 (青木幸保君)

日程第20、議案第14号、平成23年度平泉町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉総務企画課長。

総務企画課長 (稲葉幸子君)

それでは、議案書17ページでございます。

議案第14号、平成23年度平泉町一般会計補正予算(第4号)につきまして補足説明をさせていただきます。

説明に入る前に訂正箇所がございますので訂正をお願いいたします。

23ページの裏の説明欄の一番上のところですが、子ども手庫負担金というふうにあります、これは子ども手当の間違いでございますので、子ども手当負担金というふうにご訂正をお願いいたします。お詫びを申し上げまして訂正をお願いしたいと思います。

それでは17ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税384万円、1 項町民税314万1,000円、これには法人税現年課税分324万7,000円が含まれております。2 項固定資産税20万円の減、3 項軽自動車税6万7,000円の減、4 項町たばこ税401万9,000円の減、5 項入湯税498万5,000円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金46万円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金30万円の減。

9 款地方交付税、1 項地方交付税1億8,232万4,000円。

1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金348万8,000円の減。

1 2 款使用料及び手数料40万4,000円の減、1 項使用料38万6,000円の減、2 項手数料1万8,000円の減。

1 3 款国庫支出金3,467万8,000円、1 項国庫負担金931万8,000円の減、これには子ども手当負

担金1,366万9,000円の減額、公共土木施設災害復旧事業負担金617万5,000円が含まれております。2項国庫補助金4,435万円、これには学校施設環境改善交付金1,741万2,000円、消防防災通信基盤整備費補助金2,190万円が含まれております。3項委託金35万4,000円の減。

14款県支出金789万3,000円の減、1項県負担金242万9,000円、これには子ども手当負担金の過年度分449万3,000円が含まれております。2項県補助金928万7,000円の減、これには地域経営推進費315万5,000円の減額が含まれております。

18ページになります。

3項委託金103万5,000円の減。

15款財産収入110万1,000円、1項財産運用収入1万円、2項財産売払収入109万1,000円。

16款寄附金、1項寄附金1,840万4,000円。

17款繰入金、1項基金繰入金401万3,000円、これには財政調整基金への繰入れ1,603万7,000円の減額、減債基金への繰入れ1,000万円の減額、公共施設等整備基金繰入金3,000万円が含まれております。

19款諸収入206万円、1項延滞金、加算金及び過料13万円、2項町預金利子1万7,000円の減、5項雑入194万7,000円、これには地域支援事業委託金382万7,000円の減額、岩手県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金清算金332万6,000円が含まれております。

20款町債、1項町債1,840万円の減、これには学校教育施設等整備事業6,300万円、緊急防災減災事業7,400万円、道路改良舗装事業760万円の減額、公共土木施設災害復旧事業1億4,680万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額2億1,639万5,000円。

18ページの裏になります。

次に歳出でございます。

1款議会費、1項議会費62万7,000円の減。

2款総務費1億1,158万2,000円、1項総務管理費1億2,059万9,000円、これには財政調整基金積立金1,567万6,000円、ふるさと応援寄附基金積立金1,391万8,000円、公共施設等整備基金積立金9,000万円が含まれております。2項徴税費218万2,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費650万5,000円の減、これには住民情報システム改修委託料655万3,000円の減額が含まれております。

4項選挙費37万2,000円の減、5項統計調査費4万2,000円。

3款民生費4,348万6,000円の減、1項社会福祉費1,595万2,000円の減、これには介護給付費・訓練等給付費374万3,000円の減額が含まれております。2項児童福祉費2,718万4,000円の減、これには子ども手当費1,206万4,000円の減額が含まれております。3項災害救助費35万円の減。

4款衛生費1,372万5,000円の減、1項保健衛生費1,306万9,000円の減、これには個別予防接種委託料456万円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金300万円の減額が含まれております。2項清掃費65万6,000円の減。

5款労働費、1項労働諸費120万円の減。

6款農林水産業費537万円の減、1項農業費387万6,000円の減、2項林業費149万4,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費763万9,000円の減、これには藤原祭・大文字祭等補助金305万円の減額が含まれております。

8 款土木費208万7,000円の減、1 項土木管理費 3 2 万1,000円の減、2 項道路橋梁費1,851万5,000円の減、これには用地測量及び分筆登記業務委託料589万9,000円の減額及び用地取得費1,121万1,000円の減額が含まれております。3 項河川費165万1,000円の減、4 項都市計画費1,921万4,000円、これには下水道事業特別会計繰出金2,101万2,000円が含まれております。5 項住宅費 8 1 万4,000円の減。

9 款消防費、1 項消防費 1 億4,253万6,000円、これには防災行政無線デジタル化工事費 1 億2,887万円、消防団安全対策備品購入費602万3,000円、防災無線移動局備品購入費1,092万円が含まれております。

1 0 款教育費9,961万7,000円、1 項教育総務費237万4,000円の減、2 項小学校費133万9,000円の減、3 項中学校費9,988万1,000円、これにはプール整備設計監理委託料304万5,000円、プール工事費 1 億1,550万円、校舎改築工事費1,234万6,000円の減額が含まれております。4 項幼稚園費 3 万9,000円の減、5 項社会教育費376万8,000円、これには世界遺産推進基金積立金585万2,000円が含まれております。6 項保健体育費 2 8 万円の減。

1 1 款災害復旧費5,720万6,000円の減、1 項土木施設災害復旧費5,550万8,000円の減、これには災害復旧工事費5,500万円の減額が含まれております。2 項農林水産施設災害復旧費164万6,000円の減、3 項その他公共施設災害復旧費 5 万2,000円の減。

1 2 款公債費、1 項公債費600万円の減、起債償還利子の減額でございます。

歳出補正合計額 2 億1,639万5,000円。

次に 1 9 ページの裏でございますが、第 2 表、継続費補正でございます。変更でございます、1 0 款教育費、3 項中学校費、中学校建設費でございます。補正前の総額 1 1 億7,207万4,000円を 1 1 億5,466万4,000円とし、各年度の年割額については平成 2 3 年度の 5 億3,139万8,000円を 5 億1,398万8,000円に変更しようとするものでございます。

次に 2 0 ページでございます。

第 3 表、繰越明許費でございます。

9 款消防費、1 項消防費、消防防災通信基盤整備事業 1 億3,979万円、同じく 9 款消防費、1 項消防費、消防団安全対策施設整備事業602万3,000円、1 0 款教育費、3 項中学校費、平泉中学校プール整備事業 1 億1,890万2,000円、同じく 1 0 款教育費、5 項社会教育費、文化遺産センタートイレ改修事業346万5,000円、同じく 5 項社会教育費、柳之御所遺跡公有化事業553万2,000円、同じく 5 項社会教育費、美術工芸品保存修理事業507万円、1 1 款災害復旧費、1 項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業3,000万円。

続きまして、2 0 ページの裏、第 4 表、地方債補正でございます。

初めに追加分について説明をいたします。

起債の目的、緊急防災減災事業、限度額7,400万円、起債の方法、普通貸付又は証券発行、利率3.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に

においては、当該見直し後の利率、償還の方法については、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができるとしようとするものでございます。

次に変更分について説明をいたします。

起債の目的ごとに限度額を申し上げます。

道路改良舗装事業、変更前の限度額3,460万円を変更後の限度額2,700万円に、学校教育施設等整備事業、変更前の限度額3億2,910万円を変更後の限度額3億9,210万円に、公共土木施設災害復旧事業、変更前の限度額1億8,060万円を変更後の限度額3,380万円に、農業用施設災害復旧事業、変更前の限度額190万円を変更後の限度額90万円にそれぞれ変更しようとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、小松代智議員。

6番（小松代智君）

22ページの地方交付税ですが、特別交付税ですね、1億8,200万円、これ当初6,000万円ぐらいではなかったかなと思いますが、いずれこのように増えたというのは何か東日本大震災の関係なのかどうかですね、その辺のところをひとつ、何で増えたのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから26ページの裏ですね、一般寄附金が1,800万円ありますが、この主なものはどういうところから寄附になって来ているのか、その2点だけお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

それでは、初めに22ページの特別交付税の増額の理由でございます。議員お見込みのとおり、東日本大震災に係るものでございまして、震災復興に係る補助、当初は単独事業の分につきましては起債で対応するというものでございましたが、その後、国等から通知が参りまして、その起債の分についてはこの特別交付税で見込まれるということで、今回、このような増額になったところでございます。

次に、26ページの裏の寄附金の主な内容というところでございますけれども、ふるさと応援寄附基金が1,391万8,200円、それから福祉振興基金が3,514万9,000円、間違えました、福祉振興基金については3万5,149円、それから世界遺産推進基金については425万2,142円、育英資金貸付基金について10万円、それからその他、そのうち災害義援金については9万8,600円というところで大きいところではアサヒビール株式会社の岩手支店からビールの売り上げに応じてとい

うことで372万9,394円、それから中尊寺から1,300万円をいただいたところです。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

21ページの裏の町税の入湯税、これ滞納繰越分56万5,000円ほど落としていますが、何社でどういう事情なのかお知らせ願いたいと思います。

24ページに外国人登録事務委託金というのが3万1,000円ありますが、町内の外国人なのか、町内の外国人が何人増えたというか、この費用かけた部分は何なのかということをお知らせ願いたいと思います。

30ページ、戸籍住民基本台帳費の住民情報システム改修委託料、これが丸々だと思うのですが、これほどの減額になった理由というのがあると思いますので、お知らせ願いたいと思います。

それと中学校校門線、確か土地買収の関係、なかなか困難だというふうに聞いていたのですが、そのことはこの補正では出ているのか、その場所を教えていただければと思います。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

入湯税の滞納繰越分でございますが、1社滞納がございました。今回減額したのは、滞納分を全部納めていただいたということに伴う減額でございます。ということで、現在滞納はございません。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

24ページの外国人登録事務委託金につきましてですが、今のところ外国人の出入りといえますか、その辺のところはちょっと資料を持ち合わせておりませんので、具体的な数字は分かりません。申し訳ございません。ただ、このとおり、事務にかかわる委託という形で国から来ているということしかちょっと今のところは分からないところでございます。

あとは住民情報の30ページのところですけれども、これは当初1,050万円ほど予算計上しておったわけですが、これが内容的には外国人登録の登録制度が住民基本台帳の方に登録移行するという、その住民基本台帳法の改正によるシステムの改修ということで、当初どのくらいかちょっと分からないので結構多めに予算を要求しておったわけですが、精査した段階で400いくらかという委託料でして、今回その残金655万3,000円の減額に至ったという形でございます。

議長（青木幸保君）

烏畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

中学校倉町線のことについてでございますが、予算書38ページを、37ページの裏もですが、土木費の道路橋梁費、その中の38ページの道路新設改良費、17節の公有財産購入費、議員今お話しのとおり中学校倉町線については用地交渉がまだ継続して行っている状況から、今回用地取得費を減額したというのがこの中のものがございます。また、同じく13の委託料、上でございますが、そこの中の用地測量及び分筆登記業務委託料、この中の一部についても中学校倉町線の用地買収の不調に伴う減額でございます。

以上です。

議長（青木幸保君）

7番議員、資料が揃っていないところもあるようですが、よろしいですか。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

そうしますと、中学校倉町線が用地交渉が不調だったということで、説明では中学校校門線というのは確かグラウンドまで直接に入る道路があったと思ったのですが、それが倉町線でしたか。もう一度確認しておきます。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今までは中学校校門線という呼び名でお話ししていますが、町道認定をしていただきまして現在は中学校倉町線というふうな名前になっております。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

その倉町線がないと、今後、給食も4月から始めるということでございますし、プールの工事によって仮道路、今も使っていると思うのですが、あれに変えることは可能なのでしょうか。その方が私は、そちらのルートがだめであれば中学校へのルートとして新たに考えてはいかがなのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在考えております中学校倉町線は、現在道路改良工事を実施しております町道中学校線、そこから、南に直接、南の今校門つくっておりますけれども、そこに直接入るという計画で進めている道路でございますので、そこについては当然現在校門もでございますので、必要な路線でございますので、そこについてはそのまま計画どおり進めたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

今後計画されると思うのですが、今まで工事やった町道三日町線だと思うのですが、住民は舗装されて大変喜んだのですが、土日の雨で舗装された道路に相当深い水たまりができてというような苦情が寄せられて、私の目の前でもありますから私も認識しているところですが、あれはせっかく新しくやって、また継ぎ足しというか、あそこに盛るのですかという質問があるのですが、ああいう工事の場合はどのように完成後受ける、どのような修正方法をされるのかお聞きしておきます。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道三日町線につきましては下水道工事もありましたし、災害復旧工事ですが、下水道の災害復旧工事、そして震災に伴う道路そのものの災害復旧工事ということで、二つの事業が重なって長期間にわたって工事を行ったわけですが、今回の寒い冬の間工事等でそういうふうな状況になったということで、昨日、確認の完成検査をいたしまして、そういう不適切な箇所については訂正といいますか、改修するように現場の方には指示しております。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませつか。

5 番、石川章議員。

5 番（石川章君）

39 ページの消防費のところて15 節工事請負費ということで、防災行政無線デジタル化工事費というのが約1 億2,900 円ほど予算立てております。この内容的なもの、具体的に分かりやすく説明してもらいたいし、あと18 節の備品購入のうちて防災無線移動局備品購入ということで1,000 万円ほど入っているのですが、分かりやすく説明をお願いします。

議 長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

39 ページの消防費のところの防災行政無線デジタル化工事費の1 億2,887 万円てございませけれども、これにつきましては現在、消防の行政無線についてはアナログてございませるので、それをデジタル化にするというものでございませ。特にも今回、国の第三次補正が outcome て、国の方て3 分の1 の補助が見込まれるということと、それから起債を起こした場合に交付税の方に70% を見込むことができ、その上に公債費についてはその後の基準財政需要額に算入ができるというような内容てございませしたので、今回申請をいたしまして予算の補正というような形になります。同報系と移動系というものがあるのですが、備品購入費て予算措置してあります防災行政無線の移動局の備品購入費については携帯の無線の分てございませ、20 基の部分てそれぞれの行政区に配備し、また、併せて避難所となる可能性が高い各学校に配置をしようとするものでございませ。

以上です。

議長（青木幸保君）

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

再三にわたって一般質問で申し上げてきました自主防災組織に無線機をとということで話してきましたが、それらも一緒になるということで理解してよろしゅうございますか。

議長（青木幸保君）

稲葉総務企画課長。

総務企画課長（稲葉幸子君）

当初、自主防災に対してその無線機を配備するということで、前回補正で計上いたしました39ページの裏の災害時連絡用無線機購入費198万5,000円については県の補助を入れて実施しようとしたところでしたが、国の第三次補正がありますことから、これはアナログを考えていたところですが、この分は減額をしたところでございます。

議長（青木幸保君）

4番、高橋幸喜議員。

4番（高橋幸喜君）

入湯税についてお聞きいたします。1,000万円の大台を超えたということで非常にうれしいこととありますけれども、実は昨年度はこれだけ、要するに税金を払う入湯者が多いのだと思うのですけれども、入湯税の義務者の中に免税というか、なる項目がありますけれども、私は震災後、非常に長期にわたって平泉の温泉に災害復旧という形でボランティアだ、何だかんだとかなりの人が宿泊していたというようなことで、私はその方たちは当然入湯料は払わないで宿泊しているものだというふうに私は解釈しておりました。これだけ来たというのは、結局その人たちには免税をしなかったというふうに解釈していいのかどうか、この中には修学旅行だとか15歳以下の子供だとか、修学旅行連れてくる先生だとか、こういった人たちについては入湯税は支払わなくてもいいというのが条例で決まっているわけ、そのほかに町長が認めた場合には徴収しなくてもいい、要するに納税義務者はその人の分、納めなくてもいいですよと、こういうようなことになっているのですけれども、今回平泉のところにボランティアのために行って、宿泊料を支払って長期にわたって温泉に泊まっていた人たちの分の免税的なことをやったのかやらなかったのか、私はこれは、あんなに人はいっぱい来てたけれども増えないなど私はにらんでいたのですけれども、これを見るとそういう免税がなかったのではないかと私は思いますけれども、ちょっとその辺お聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

災害の応援で宿泊した方々につきましての免税は実施してございません。それから、入湯税が増えた要因といたしましては世界遺産効果が一番大きいですが、特にもいわゆる観光オフシーズ

ンの冬場につきましても、例年の倍以上の来客者があったということが大きな伸びた要因であろうかと思っているところでございます。

議 長（青木幸保君）

4 番、高橋幸喜議員。

4 番（高橋幸喜君）

やはり私は、こういった人たち、ボランティアで来た人たちについては、これは町長の権限で免税できるのですから、本当はそういった人たちに対しては料金は集めなくてもいいよと、これはその義務者が逆に申請しなくてはならないのかその手続きは分かりませんが、せめてそのくらいの配慮があっても良かったのではないかと、そうするとかなりこれは減ったのではないかと思いますけれども、いいのか悪いのか、まず別問題として、いずれこれからはそういう配慮も必要ではないかと、こういうふうに私は思います。町長、その辺、ひとつお聞きしたいと。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

ボランティアの方々の対応ということでございます。いずれ、今回はそういうふうな対応はしなかったということですが、今後、防災計画も含めて今回の教訓というのは大変大きなものがあったということで、今後についてこれらを含めて検討したいというふうに考えております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにございせんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第14号、平成23年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2 時 3 4 分

再開 午後 2 時 5 0 分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

先程の質疑の中で 2 番、阿部正人議員の質問の中で、小学校の給食費の質問がございましたが、訂正があるようなので訂正の答弁をしていただきます。

齋藤教育次長。

教育次長（齋藤清壽君）

先程、阿部議員から質問のあった小学校の給食費でございますけれども、今年から 4 万 3,000 円が変わりはないわけですが、給食日数が 180 から 175 に変わっておりまして、そうしますと単価が 245 円 7 1 銭ということで申し訳ございませんでした。訂正させていただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

それでは日程に入ります。

日程第 2 1、議案第 1 5 号、平成 2 3 年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第 1 5 号、平成 2 3 年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の補足説明をさせていただきます。

4 8 ページ裏をお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正でご説明いたしますが、款項同額の場合、項の補正額で説明いたします。

歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 287 万 2,000 円の減。

3 款国庫支出金 939 万 8,000 円の減、1 項国庫負担金 1,368 万 1,000 円の減、2 項国庫補助金 428 万 3,000 円。

4 款県支出金 668 万 6,000 円の減、1 項県負担金 2 0 万 2,000 円の減、2 項県補助金 648 万 4000 円の減。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 311 万 5,000 円。

8 款財産収入、1 項財産収入 1,000 円の減。

9 款繰入金 913 万 7,000 円、1 項他会計繰入金 216 万 9,000 円の減、2 項基金繰入金 1,130 万 6,000 円。

1 1 款諸収入、2 項雑入 2 3 万 1,000 円の減。

歳入合計 693 万 6,000 円の減。

続きまして歳出、1 款総務費 8 6 万 9,000 円の減、1 項総務管理費 7 9 万 7,000 円の減、3 項運

営協議会費 7 万 2,000 円の減。

2 款保険給付費 2 万円、1 項療養諸費 8 0 万円、2 項高額療養費 330 万円、3 項出産育児諸費 378 万円の減、4 項葬祭諸費 3 0 万円の減。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 368 万 1,000 円の減。

8 款保健事業費、1 項保健事業費 240 万 6,000 円の減。

歳出合計 693 万 6,000 円の減。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2 番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

歳入の面で 4 9 ページの裏ですね、3 款の国庫支出金の中の 1 目 1 節ですか、この中の 1,347 万 9,000 円減額になっています、補正額の、説明の中にありますが、負担金 888 万 9,000 円、これは何人分の、この減収というのはどういうことで減ったのかということをお伺いしたい。それから、上に上がりますが、1 款 1 項 1 目 4 節の医療給付費分滞納繰越分とあります、266 万 8,000 円、これは何人分ぐらいの繰越しがあったのか、あったのかという結果としてどのような状況になっているのかお教え願います。

議 長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

では、まず最初に一般被保険者国民健康保険税の部分の医療給付費分滞納繰越分の部分でございますが、これにつきましては、繰越しが予定されていますのは、全体では 858 万円ほどの繰越しがあるわけですが、その中で実際にはこの 2 4 % 程度、これは今まで過去 3 カ年、大体そういった形の収納の状態になっていますので、そういった形で過去 3 カ年の状況と同じ形で補正予算で修正したという形でございます。ということで、実際には 591 万 2,000 円ほどまた滞納してしまうという、繰越しになっていくということもありますが、いずれ過去の収納率を見まして、それと同じ率で計上したと、修正したという形でございます。

あとは先程の下の国庫支出金の療養給付費等負担金の部分でございますが、これにつきましては療養費の 3 4 % を国庫支出金で、3 分の 1 ですか、負担をしていくわけですがけれども、これは医療費が変動していく中で調整をされるものがございます、今回、この国庫支出金の負担金の部分に関しまして減額という形で、これは変更の形で減額をせざるを得ないというか、そういう内示額が来ていますので、内示額に応じた形で減額をしたということでございます。

議 長（青木幸保君）

2 番、阿部正人議員。

2 番（阿部正人君）

先程の1目の医療給付費分滞納繰越分、これは分かりましたが、繰越しを実績率で掛けたというところでございますね。これはそうすると何人分に値するのですか。そのところをお伺いしますし、それから下の分ですね、療養給付費負担金のこれについて、実績率か何かでやったわけではなくて、ただ、これは国庫の負担、これが参考にするというものは何を考えて予想して減額したのかと、そのあたりをもう一回。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

ここの部分での滞納繰越の部分、何人分かという部分はすいません、今細かい資料を持ち合わせてございませんので後ほどに。あとは先程の療養給付費負担金のお話ですけれども、これにつきましては、いずれ医療費の部分に関して変動がありますので、当初、前年度実績等をもとにして予算計上するわけですが、それが医療費の変動と共に医療給付費も変わりますし、こういった負担金も変動してくると。今回は最終的な見込みとして国の方からの内示も含めて減額の補正をしたということでございます。

議長（青木幸保君）

資料あとでということですが、よろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行します。

それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第15号、平成23年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第22、議案第16号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第16号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

56ページ裏、第1表、歳入歳出予算補正でご説明いたしますが、款項同額の場合、項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料162万9,000円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金26万9,000円の減。

歳入合計136万円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費35万1,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金171万1,000円。

歳出合計136万円。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第16号、平成23年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第23、議案第17号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

議案第17号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

58ページ裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で説明いたしますが、款項同額の場合、項の補正額でご説明いたします。

歳入、2款繰入金、1項他会計繰入金35万8,000円。

4款諸収入、1項諸収入90万円。

歳入合計125万8,000円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費125万8,000円。

歳出合計125万8,000円。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

温泉会計も大分収入が上がってきてはいるのですが、先日のレジオネラ菌で休館しております。ある町民から、休んで収入が減った分は誰も責任とらないのかというお話があったのですが、そこら辺の関係はどうなっているのかお聞きします。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

まず、営業日数で言いますと8日間休んだことになります。恐らくまともに営業してましたら収入額だけを見ますと、恐らくは150万円ぐらいはあったのかというふうに思っています。その部分について誰が責任をとるのかというところですが、とるとすれば館長なり私が責任をとらざるを得ないというところだと思います。いずれ、現在はそういった形での検討は申し訳ございませんが、しておりません。

議長（青木幸保君）

7番、佐々木雄一議員。

7番（佐々木雄一君）

過去2回あって3回目、平泉町民温泉の質というか、そういうことがたび重なっているということで、やはり温泉としての地位を落としているといわれても仕方ない状況だと思うのですが、これから絶対ないということになるのか、今まで掃除していないところが今回原因だといったのですが、多分前回も掃除すれば大丈夫だという話でしたけれども、どこをどうやれば完全なのか、

よく分かりませんが、次はないというふうに理解してよろしいですか。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

大変返事をしにくいことですが、ないように努力いたしますとしか言えません。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

簡単に聞きます。売上が伸びてきたようですが、お湯の量はどのくらいでしょうか、湧出量。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

昨年11月ですか、源泉ポンプの入替えを行いました。その時に簡易的な湧水量の測定をしたら、まずは連続揚水1時間ほどで毎分135リットルは上がっているというのは確認できました。ただ、それから先、また連続揚水でそのくらい上がるかどうかというところはまだ確認できていませんので、とりあえずその時点ではそういった結果が出ているということでございます。

議長（青木幸保君）

5番、石川章議員。

5番（石川章君）

私がここに来るようになった当初は170リットルか150リットル多分湧出していたと思いますが、だんだんこのように減ってきておりますが、もうこれより減らないという何ものも保証がないと思いますが、いずれせっきくの設備なのですが、今後のことを考えるともう一本井戸を掘る考えを持って進むのか、いずれそういったお湯の量がなくなると、第三セクターにしる何にしるやる人がないと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。もう一本井戸掘る考えをしているのかしていないのか、その辺をちょっとお聞きしたいです。

議長（青木幸保君）

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

源泉については大変重大な問題ですので、私の考えだけで話すわけにはいきませんが、いずれ源泉は武蔵坊と共有ということでございますし、いずれは新たな源泉を開発するというのには多額な経費がかかるわけですから、これは今後、源泉がどういうふうに推移していくか、変遷していくか分かりませんが、いずれそういう源泉の対応も含めて武蔵坊と今後話合いをしていかなければならない、そうした悠久の湯の運営も含めて、駐車場も共有している部分もでございます。そういった諸々の部分で源泉に限らず武蔵坊ともご相談しながら進めていくしかないかなと思っております。

議 長（青木幸保君）

5 番、石川章議員。

5 番（石川章君）

町長も課長の答弁と同一のお考えをお持ちでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

現在の湯量については、最近は安定しているというふう聞いておりますし、震災後も大きな変化がなかったということでは今は安心はしております。ただ、今後についてどうなるか、これは誰もが確定できるものではございません。ですので、運営方法も含めて一度は一緒に共有している武蔵坊とも話し合いはしていかなければいけないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号、平成23年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第24、議案第18号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の60ページをお開き願います。

議案第18号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第4号）について補足説明をさせていただきます。

60ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額の場合は、項の補正額で説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料972万8,000円の増。

2款財産収入、1項財産運用収入1,000円の減でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金1,324万2,000円の減でございます。

歳入合計351万5,000円の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費351万5,000円の減でございます。

歳入合計351万5,000円の減でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

歳入見ますと駐車場使用料が増えているということで、随分駐車する車が増えたなという感じの補正予算になっていますが、それで歳出の方をちょっと見ますと警備委託料というのが190万円減額になっていますよね。車が増えたのにもかかわらず警備委託料が減るというのは、逆に私は増えるかなと思ったのですけれども、その辺ちょっと説明お願いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

警備委託料の減額につきましてですが、当初12月補正におきまして、1月から3月までの間、第2駐車場と毛越寺駐車場の方にもやはり観光客が来るということを見込んで、土日に限りまして警備員を配置するという事で増額補正させていただきましたが、実際には第2駐車場、毛越寺駐車場につきましては警備員を配置せずに運用できたということでございましたので、今回その人数分の減額をさせてもらっているところでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号、平成23年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長(青木幸保君)

日程第25、議案第19号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

それでは、議案書63ページでございます。

議案第19号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

それでは63ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

3款国庫支出金109万8,000円の減、1項国庫補助金4,140万3,000円の減、2項国庫負担金4,030万5,000円。

4款繰入金、1項他会計繰入金2,101万2,000円。

7款町債、1項町債2,820万円の減。

歳入合計828万6,000円の減。

次に歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費795万2,000円の減。

2款公債費、1項公債費33万4,000円の減。

歳出合計828万6,000円の減。

次に64ページ、第2表、地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明申し上げます。起債の目的、流域下水道事業、限度額610万円、起債の方法、利率、償還の方法につきまして

では変更前と同じでございます。下水道施設災害復旧事業につきましては、災害復旧補助費以外の町負担額に対しまして震災復興特別交付税が充当されることから今回、地方債の借入れは行わないことになりました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号、平成23年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第26、議案第20号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書68ページでございます。

議案第20号、平成23年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

68ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金97万4,000円の減。

5款町債、1項町債270万円の減。

6 款県支出金、1 項県負担金 6 2 万 9, 000 円です。

歳入合計 304 万 5, 000 円の減。

次に歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費 304 万 5, 000 円の減。

歳出合計 304 万 5, 000 円の減です。

次に 6 9 ページ、第 2 表、地方債補正でございます。農業集落排水施設災害復旧事業につきましては、災害復旧補助費以外の町負担額に対しまして震災復興特別交付税が充当されることから地方債の借り入れは行わないことになりました。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 2 0 号、平成 2 3 年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 2 0 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 2 7、議案第 2 1 号、平成 2 3 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書 7 1 ページでございます。

議案第 2 1 号、平成 2 3 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさ

せていただきます。

71ページの裏、第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金36万8,000円。

2 款使用料及び手数料172万6,000円、1 項使用料170万円、2 項手数料2万6,000円。

4 款繰入金439万6,000円の減、1 項他会計繰入金300万円の減、2 項基金繰入金139万6,000円の減。

6 款諸収入、1 項雑入8万9,000円。

歳入合計221万3,000円の減。

次に歳出でございます。

1 款水道事業費203万3,000円の減、1 項水道管理費223万6,000円の減、2 項営繕費50万円、3 項水道事業費29万7,000円の減。

2 款公債費、1 項公債費18万円の減。

歳出合計221万3,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1 番、大内政照議員。

1 番（大内政照君）

73ページの裏になりますが、13節の委託料のところの揚水機場等管理委託料60万円減になっていますね。これ、普通管理委託料というと固定化されているようなイメージがあるのですが、これ減額しているのは何か特別な理由とかあるのでしょうか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

73ページの裏13節委託料でございますが、今お話しのとおり、委託料につきましては入札によりまして毎年決まった額ではございませんけれども、ある一定の金額で毎年委託をしているという状況で、今回の減額につきましては当初見積もりよりも低い金額で落札なったということから3月で補正するというものでございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号、平成23年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

議 長 (青木幸保君)

日程第28、議案第22号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長 (鳥畑正彦君)

それでは議案書77ページでございます。

議案第22号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算(第4号)の補足説明をさせていただきます。

それでは78ページの平成23年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。

初めに収入でございます。1款水道事業収益145万円、1項営業収益145万円、1目給水収益80万円、2目その他営業収益65万円、収入合計145万円。

次に支出でございます。1款水道事業費用145万円、1項営業費用145万円、1目原水及び浄水費120万円の減、2目配水及び給水費130万4,000円の減、4目総係費9万4,000円、6目資産減耗費386万円、支出合計145万円。

次に、78ページの裏、資本的収入及び支出でございます。款項目同額でございますので、目の補正額でご説明いたします。

収入の部でございます。1款資本的収入、1項企業債、1目企業債100万円の減、収入合計100万円の減。

次に支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目一般改良事業費200万円の減、支出合計200万円の減。

次に、戻りまして、77ページの裏でございます。第4条、企業債の補正でございます。変更

後の内容についてご説明申し上げます。

起債の目的、建設改良事業、限度額2,300万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

1番、大内政照議員。

1番（大内政照君）

78ページの支出の中の6目資産減耗費というのが386万円増えていますが、ちょっと内訳と
いいですか、内容を教えてください。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

78ページの支出の6目の資産減耗費でございますが、これにつきましては耐用年数のまだ過
ぎていないものを年度途中で控除した場合、その分の資産を減耗するという内容でございますが、
今回これに該当しましたのは、まず一つは平成4年度に沈殿池に設置しましたハイデイ電動弁、
これが16基ありますが、今回の震災に伴いまして稼働が悪くなったということで耐用年数前に
改修したというのがございます。もう一つは、これは耐用年数過ぎておりますが、まだですね、
瀬原地内の同じく、これは配水管布設替えということで、これは管理上問題があるということで
布設替えをしたものと、もう一つはこれは平成4年に布設したものでございますが、町道坂下線、
JR衣川鉄橋の下にありました200ミリの鑄鉄管があったわけですが、これは漏水している
ということで、これも耐用年数前に改修したということで、これらの金額が合わせて480万円ほ
どかかったので、今回380万円ほど補正したというものでございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号、平成23年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）を採
決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 29、議案第 23 号、平成 24 年度平泉町一般会計予算、日程第 30、議案第 24 号、平成 24 年度平泉町国民健康保険特別会計予算、日程第 31、議案第 25 号、平成 24 年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、日程第 32、議案第 26 号、平成 24 年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、日程第 33、議案第 27 号、平成 24 年度平泉町町営駐車場特別会計予算、日程第 34、議案第 28 号、平成 24 年度平泉町下水道事業特別会計予算、日程第 35、議案第 29 号、平成 24 年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 36、議案第 30 号、平成 24 年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、日程第 37、議案第 31 号、平成 24 年度平泉町水道事業会計予算を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、佐々木雄一議員。

7 番、佐々木雄一議員。

7 番（佐々木雄一君）

予算特別委員会の審議報告を行います。

議案第 23 号、平成 24 年度平泉町一般会計予算、議案第 24 号、平成 24 年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第 25 号、平成 24 年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 26 号、平成 24 年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第 27 号、平成 24 年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第 28 号、平成 24 年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第 29 号、平成 24 年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第 30 号、平成 24 年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、議案第 31 号、平成 24 年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記議案について、3 月 9 日、12 日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して、原案賛成すべきものと決定したから会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

審査意見、1、財政運営は、安定的な自主財源の確保に努めるとともに、行政改革を進め積極的に経費節減を図り、効率的・効果的な予算執行に努めること。2、放射線対策は、町民の健康を最優先に積極的な対応をすること。3、観光行政については、世界遺産の町にふさわしい、受け入れ体制に万全を期すること。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（青木幸保君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

これから日程第 29、議案第 23 号、平成 24 年度平泉町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第30、議案第24号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第31、議案第25号、平成24年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第32、議案第26号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第33、議案第27号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第34、議案第28号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第35、議案第29号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第36、議案第30号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第37、議案第31号、平成24年度平泉町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時40分

再開 午後3時55分

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

先程の補正予算の審議の中で、2番、阿部正人議員から石川町民福祉課長に滞納繰越の部分のところの質問ありましたが、保留していた部分がありましたので、それを答弁いたさせます。

石川町民福祉課長。

町民福祉課長（石川二三夫君）

先程の国保会計の滞納繰越の質問の中で一体何人ぐらいの繰越し人数ですかということでしたが、これは現在で平成22年度の部分は114世帯ほどが滞納繰越しています。実は、あとは平成21年度以前のももやはり117世帯、これはだぶっていますけれども、いずれそういった110世帯を超えるものが滞納しているということでございますし、ちなみに今年度まだ出納閉鎖まで入っていませんが、200世帯ほどが滞納しているということのようです。

議長（青木幸保君）

それでは日程に入ります。

日程第38、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて及び日程第39、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開き願いたいというふうに思います。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、一関市真柴字八幡34番地24、氏名、岩渕実、生年月日、昭和24年1月30日生まれ。この同意案件は、南館廣太郎委員から平成24年3月31日をもって辞職願が提出されたことから同意をお願いしようとするものであります。

岩渕実氏の経歴をご紹介しますが、平泉町長島出身で昭和46年3月に二松学舎大学文学部国文科を卒業され、同年4月に宮古市立第二中学校教諭を皮切りに昭和49年4月、岩泉町立大平中学校教諭、昭和52年4月から昭和59年3月まで平泉町立平泉中学校教諭、同年4月、東山町立東山中学校教諭、昭和62年4月に藤沢町立藤沢中学校教諭を歴任され、平成5年4月に千厩教育事務所指導主事、平成8年4月に同所主任管理主事、平成11年4月、川崎村立川崎中学校長、平成13年4月、大船渡教育事務所長、平成16年4月、一関市立南小学校長、平成19年4月から一関市立一関小学校長を平成21年3月まで歴任され、同年4月からは一関市教育委員会教育研究所学習指導専門員を務められております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、2ページをお開き願いたいというふうに思います。

同意第2号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字善阿弥131番地5、氏名、本澤京子、生年月日、昭和25年3月13日生まれ、この同意案件は、佐藤二郎委員から平成24年3月31日をもって辞職願が提出されたことから同意をお願いしようとするものであります。

本澤京子氏の経歴を紹介いたしますが、国士舘大学文学部史学地理学科を卒業され、昭和51年4月から埼玉県上福岡市立第一小学校教諭として2年間勤務され、その後、昭和53年11月、盛岡市立松園小学校臨時教員、昭和54年4月に岩手県教員として採用され花巻市立花巻小学校教諭、昭和57年4月、一関市立巖美小学校教諭、昭和60年4月、一関市立山目小学校教諭、平成2年4月、浄法寺町立大嶺小学校教諭、平成6年4月、遠野市立土淵小学校教諭、平成9年4月、一関市立山谷小学校教務主任、平成13年4月、一関市立弥栄小学校教務主任、平成15年4月、室根村立津谷川小学校教頭、平成18年4月、一関市立花泉小学校教頭、平成20年4月から平泉町立平泉小学校教頭、平成21年4月から同校副校長を平成22年3月まで歴任され、平成22年9月から平泉町立図書館館長を務められております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後4時02分

再開 午後4時05分

議長（青木幸保君）

再開します。

次に、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第2号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後4時08分

再開 午後4時10分

議長（青木幸保君）

再開します。

日程第40、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、議案書その2の3ページをお開き願います。

同意第3号の提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町長島字下長根53番地、氏名、丸山尚伸、生年月日、昭和11年5月21日生まれ。

この同意案件は、丸山尚伸委員が平成24年3月29日をもって任期満了となりますことから、同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後4時14分

再開 午後4時15分

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第41、同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

議案書その2の4ページをお開き願います。

同意第4号の提案理由を申し上げます。

平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を平泉町職員懲戒審査委員会の委員に任命することについて、地方自治法施行規程第17条第5項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字正法83番地、氏名、齋藤清壽、生年月日、昭和28年5月23日生まれ。

この同意案件は、山田一委員が平成24年3月31日をもって定年退職となりますことから同意をお願いしようとするものであります。

よろしく願いをいたします。

議 長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第4号、平泉町職員懲戒審査委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 1 7 分

再開 午後 4 時 1 8 分

議 長（青木幸保君）

再開します。

日程第 4 2、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

議案書その 2 の 5 ページをお開き願います。

諮問第 1 号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

住所、平泉町平泉字西風 3 9 番地 2 5、氏名、石川長善、生年月日、昭和 2 2 年 3 月 2 9 日生まれ。

この諮問案件につきましては、石川長善委員が平成 2 4 年 6 月 3 0 日をもって任期満了になりますことから意見を求めるものでございます。

よろしく願いをいたします。

議 長（青木幸保君）

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案に異議ないことを答申することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

議 長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては、原案に異議ないことを答申することに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 4 3、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成24年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり、本議会の議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、平成24年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員派遣については、そのように取り扱うことに決定しました。

議長(青木幸保君)

以上で本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言します。

ご起立願います。

これをもって、平成24年第1回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

閉会 午後4時21分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 畠 山 寛 二

同 阿 部 幸 一